

2024(令和 6)年度
事業報告書

社会福祉法人しらとり会

2024（令和 6）年度
社会福祉法人しらとり会 事業報告（案）

1. 法人としての取り組み	・ ・ ・	2
2. 地域生活支援センターまほろば		
(1) 相談支援事業	・ ・ ・	7
(1)－1 はあとふる		7
(1)－2 地域生活支援センターまほろば		14
(2) 地域活動支援センターⅠ型事業	・ ・ ・	19
(3) 住宅入居等支援事業	・ ・ ・	31
3. ワークセンターなかよし		
(1) 就労継続支援 B 型事業	・ ・ ・	32
(2) 自立訓練（生活訓練）事業	・ ・ ・	44
4. 令和 6 年度東広島市ひきこもり者等への伴走支援事業	・ ・ ・	48
5. 令和 6 年度広島県入院者訪問支援事業（TEL 事業）	・ ・ ・	50
6. 苦情解決等	・ ・ ・	53
7. 防災・安全	・ ・ ・	54

I. 法人としての取り組み

- ・しらとり会は、2023年3月に法人の理念を制定し、その理念に基づき、2024年度も地域に根ざした社会福祉活動を行ってきました。

*社会福祉法人しらとり会 理念

- ・私たちは、障がいのあるなしにかかわらず、かけがえのない存在として、一人ひとりを尊重します。
- ・私たちは、利用者の意思決定を支え、目指す生活の実現に向けて、チームで支援します。
- ・私たちは、地域の方々と共に、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていきます。

・国や地方自治体は、「誰もが住み慣れた地域で世代や分野を超えてつながり、生きがいのある暮らしをともに充実させながら、安心して暮らせる社会」＝「地域共生社会」の実現を目指し、取り組みを始めています。

・東広島市においても、2024年3月に策定された「第4次東広島市障がい者計画」の基本理念においても、「地域共生のまちづくり ～すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして～」と謳われています。

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についても、システムの構築により目指す方向性として、「全住民のメンタルヘルスリテラシーの向上による地域共生社会の実現」が掲げられています。

・社会福祉法人は、その責務として、改正社会福祉法（2017年4月）の施行以後、運営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上のほか、地域貢献について積極的に取り組んでいくことが求められています。

・当法人としても、地域共生社会の実現に向けて、精神障害当事者・ご家族のみならず、メンタルヘルスに課題を持つ市民を視野に入れた活動を行ってきました。

・この一環として、2024年度に東広島市が実施した「美容業界と連携した自死（自殺）予防モデル事業」にも協力させていただいたところです。

・一方で、法人設立以来20余年が経過し、経年劣化に伴う建物の補修の必要性や、コロナ禍・物価高騰等による収入減、さらには「令和6年度障害福祉サービス報酬改定」による影響、職員が働き続けていくための処遇改善・人材育成等様々な課題が、山積した年でもありました。

・2024年度は、以下の内容について取り組みました。

1. 職員としての資質の向上、利用者の権利擁護

【目的】

・「社会福祉法人しらとり会 理念」及び、「社会福祉法人しらとり会 職員倫理綱領」に基づき、利用者一人ひとりの人権の尊重を図り、利用者主体の福祉サービスの提供を通して、利用者の自己実現を支援していくために研修等への参加による職員の資質の向上・利用者の権利擁護等の活動に取り組みます。

・障害者虐待防止の更なる推進のために、地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよし両事業所において、担当職員及び責任者を配置するとともに、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を活用し、虐待の未然防止・虐待事案発生時の検証や再発防止策

の検討、身体拘束等の適正化に係る取り組みを、引き続き行っていきます。

<職員の資質向上及び働きやすい環境づくり>

○利用者の人権尊重のために

- ・県や市等が行う虐待防止、差別解消法などの権利擁護の研修への参加のほか、各種団体の研修への参加を推進していきます。状況に応じて引き続き、ICT の活用による会議・研修等への参加を進めます。
- ・法人内でも全職員に対し研修を実施していきます。

○利用者主体の福祉サービスの提供のために

- ・行政や各種団体の研修への参加、職場内で事例検討やOJTを実施するなど、職員の支援の質の向上を目指します。状況に応じて引き続き、ICT の活用による会議・研修等への参加を進めます。
- ・今年度も、職員が各自の研修計画を立て積極的に研修等へ参加することで、職員一人ひとりのキャリアアップが図れるよう取り組んでいきます。

○職員が働きやすい環境づくりのために

- ・今年度も処遇改善に係る加算等の申請を行うことにより、職員の給与アップを図っていきます。また、社会保険労務士等とも連携し福利厚生面でも充実を図り、職員が安心して働きやすい環境づくりを目指します。

<権利擁護>

○利用者の権利擁護・虐待防止の担当職員及び虐待の防止等のための責任者を置きます。

○「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」での検討結果を職員に対し周知徹底するとともに、法人内でも虐待防止・身体拘束等適正化に係る研修を実施していきます。

○意見箱の設置や苦情解決体制を整備するとともに、東広島市の自立支援協議会で作成したステッカーを掲示し、利用者の権利擁護に努めます。

○会議・研修等を通して、権利擁護等についての職員の意識啓発に努めます。

①権利擁護に関する委員・責任者の選任

- ・権利擁護・虐待防止担当職員及び責任者を置き、権利擁護・虐待防止に努めます。

＊担当職員は、東広島市自立支援協議会 障害者支援施設連絡会（東広島SKH）に参加し、東広島市内の事業所間で情報共有・連携を行うことにより、虐待防止・権利擁護の推進に取り組みます。

②意見箱の設置

- ・1階 玄関ホール エレベーター 横
- ・2階 フロア 掃除道具入れ 横

＊意見箱は、毎月1回、しらとり会ミーティング開催時にあわせて、しらとり会ミーティングチームと、まほろば・なかよし管理者2名の立会のもとに開け、しらとり会ミーティングチームの会合で話し合うとともに、職員会議でも報告・検討し、改善に向けて取り組んでいきます。会議等での検討結果は、2階フロア（2か所）に掲示し、周知徹底を図ります。

③苦情解決体制

- ・それぞれの事業ごとに、苦情解決担当者及び苦情解決責任者を置きます。

④第三者委員の配置

- ・外部の有識者2名を第三者委員として配置します。

【実 施 内 容】

- ・地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよしそれぞれに担当職員・担当責任者を配置し、利用者の権利擁護・虐待防止に努めました。
- ・担当者・責任者の配置、苦情受付体制についての掲示及び、第三者委員の配置等、苦情解決体制を整備しました。
- ・担当職員は、東広島市自立支援協議会の障害者支援施設連絡会（東広島 SKH）に出席し、情報の収集・東広島での課題の検討等を行うとともに、職員会議で部会の報告を行うことで、職員間での情報共有・周知徹底を図りました。

表 1 東広島市自立支援協議会の
障害者支援施設連絡会（東広島 SKH）への参加状況

部会等会議名	参加事業所名	参加回数	
障害者支援施設連絡会（SKH）	ワークセンターなかよし	2回	計 4 回
	地域生活支援センターまほろば	2回	

* 地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよしで担当者を決め、それぞれが 2 回ずつ（計 4 回）出席しました。

- ・館内 2 か所に設置した意見箱や、しらとり会ミーティングチームの打ち合わせで出てきた意見等については、ミーティングチームでの打ち合わせにおいて利用者代表・担当職員で確認及び話し合いを行うとともに、職員会議でも検討しました。
- ・その内容及び対応策については、2 階フロア（2 か所）に掲示したほか、しらとり会通信（第 2 面）や法人のホームページにも掲載し、広く周知しました。
- ・「社会福祉法人しらとり会 虐待防止・身体拘束等適正化委員会 運営指針」に基づき、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を開催し、その中で研修を実施することで、職員に対して虐待防止・権利擁護について徹底を図りました。
- ・2024 年度も引き続き、福祉・介護職員処遇改善加算等の申請を行うことにより、職員の給与アップに向けて取り組みました。
- ・さらに、給与表を全面的に改定するとともに、手当等についても現状に即した内容等に修正することで、職員の処遇改善に努めました。

【評価と課題】

- ・職員会議での事例検討や、所外での研修や会議等へ参加、職員会議での復命・情報の共有・研修の再確認等を行うことで、職員の支援の質の向上を図るとともに、人材育成に努めました。
- ・職員会議での事例検討を通して、利用者の新たな一面が見いだせたことや、職員としての支援の振り返り、自己の課題の確認等ができたことは評価できます。
- ・2025 年度も引き続き、I C T を活用しながら、職員の研鑽の機会を増やしていきます。
- ・引き続き 2025 年度も、社会保険労務士等の専門家の協力を依頼し、手当等について見直しを行い、職員の給与等の処遇改善を進めていきます。

2. 事業運営の透明性の確保、地域への周知・協力・地域貢献等

【目 的】

○ホームページ等の運営・活用

- ・社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保することが求められていることから、法人のホームページ等を活用し、法人の情報公開に努めます。さらに、ホームページや法人通信を通じて、障害者福祉・精神保健福祉に関する情報を発信していきます。

○作業等の活動を通じた地域への協力

- ・地域の方々や関係機関等からの依頼に基づく印刷等の作業や、社会福祉協議会・包括支援センター等の関係機関を介した独居高齢者宅への清掃作業（庭等の除草）、農福連携での農作業等、様々な活動を通して、関係機関や地域住民等との交流・連携を積極的に図り、地域に対して貢献していきます。

○AEDの設置・貸出

- ・2階事務所内にAEDを設置し、利用者・職員等の緊急の事態等に備えるほか、東広島市消防局に登録し認定を受けたことにより、要請に応じて地域へも貸出します。

○東広島市の地域生活支援システムや災害時支援への協力

- ・「障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る」ために整備され実施されている東広島市の地域生活支援システムに、引き続き協力していきます。
- ・災害時の支援についても、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図りながら、協力していきます。

○継続した障害福祉サービスの提供

- ・必要な障害福祉サービスを継続して提供していくために策定した事業継続計画（BCP）をもとに、新型コロナ等の新興感染症や災害等、不測の事態が発生した場合にも対応していきます。

○社会福祉法人としての地域貢献

- ・社会福祉法人としての地域貢献について、作業等の活動を通じた地域への協力（上記2点目）のほか、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図り、市内の圏域等で開催される会議へも積極的に参加していきます。
- ・法人として、地域のメンタルヘルスやウエルビーイングの向上に寄与することにより、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

【実 施 内 容】

- ・法人のホームページに、事業・決算報告等や、法定研修の受講状況等を公開するとともに、毎月のしらとり会の通信等を掲載するなど、法人・事業所の情報公開に努めました。
- ・通信の第1面には、精神保健福祉に関する話題等を掲載し、当事者・ご家族や、市内の民生委員や行政・医療機関、県内の関係機関等へ配布することで、広く精神保健福祉・障害者福祉の理解の促進を図りました。
- ・AEDの設置について、玄関入口及び2階事務所入り口に案内板を掲示し、利用者・職員の緊急事態に備えたほか、必要に応じて地域の方々に貸出できる体制をとりました。
- ・地域貢献の一環として、東広島市消防局にもAEDの設置を登録しています。
- ・東広島市の「地域生活支援システム」について協力できる体制をとりました。

- ・東広島市社会福祉協議会の依頼により該当地区の担当職員を配置したほか、会議等への参加、及び作業活動（独居高齢者宅の資源回収や草取り作業）等を行いました。

【評価と課題】

- ・引き続き今後も、ホームページ等を活用することにより、法人としての情報発信・情報公開を積極的に行っていきます。

- ・新型コロナウイルス感染症や災害等、不測の事態が発生した場合に対応するために、今後も、2024 年 3 月に策定した事業継続計画（BCP）等に基づき、訓練等を実施するとともに、実際の状況に即応できるよう、計画についても見直し等を行い、精度を高めていきます。

- ・地域を巻き込んだ地域貢献活動の一つとして実施を検討していた「あったか食堂」の活動は、2024 年度も実施できませんでした。今後は、形を変えて、法人としての専門性（精神保健福祉分野）を活かすことができるよう、地域のメンタルヘルスに焦点をあて、法人として地域貢献のあり方を検討していきます。

- ・その他、作業活動に関連した地域貢献活動についても、2025 年度も引き続き行っていきます。

3. 防災・安全

＊防災・安全については、「7. 防災・安全」の章、参照

2. 地域生活支援センターまほろば

(1) 相談支援事業

(1) - 1 委託相談支援事業（はあとふる）

■全体の概要

「はあとふる」には、委託相談と基幹相談の役割があり、個別のケース支援を行うとともに、地域課題の解決に向けて自立支援協議会の運営等、地域の中核的な役割を担う相談支援センターとして設置されています。「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」が行われた中で、基幹相談支援センターに、地域の中核としての機能として、相談支援従事者への助言等による支援者支援、自立支援協議会を通じた地域づくりの業務が新たに追加されました。地域の相談支援体制について、より重要な役割を担う必要があるため、コーディネーターのスキルアップ研修を3回実施しましたが、実質的な機能強化は、来年度以降に取り組む課題として残されています。

「はあとふる」が、障がいに関連する初めての相談窓口になることも多く、診断を受けている方だけではなく、何らかの生活のしづらさを抱えている方、本人に支援ニーズがない方の家族からの相談、他分野からの連携依頼など、対象者や相談内容も複雑化しています。家族の在り方も変わりつつある中で、高齢化、重度化、親亡き後を想定し、障がいのある方やその家族の緊急事態に対応できる地域の仕組み作りも求められています。

「重層的支援体制整備事業」を通し、他分野との連携は進んでいます。顔の見える関係作りという事業スタートの目的の一つは概ね達成できており、具体的な支援体制や支援の充実に向けて、どう取り組んでいくかというフェーズに入っています。障がい分野だけではなく、東広島が目指す「誰一人取り残さず、みんなが安心できる地域社会にすること」という地域共生社会の実現に向けて、「はあとふる」には専門機関としての役割があります。

令和6年度も、専門相談体制が整わない中で、事業開始となりました。発達相談は、令和5年度から引き続き、障がい福祉課より心理士2名（会計年度職員）、保健師1名、委託法人から発達支援コーディネーターが月に4回の配置でした。10月より発達支援コーディネーターが週替わりでの常勤配置となり、相談支援体制は確保されました。ただ、週替わりでの配置では継続しての対応が難しく、どのような相談体制が適切なのかは検討が必要です。

一方、就労支援コーディネーターの配置の目途は立っておらず、一般相談で対応を行っています。企業との調整や就労スキルの見立てなど就労相談で担っていた部分と就労体験実習の実施が空白のままです。相談件数も増えており、より専門性が問われるため、「はあとふる」内でどのように就労相談に対応するかは引き続き課題となっています。

(1) 相談内容の傾向 人数の増減と障がい種別

相談実人員は、直近5年では、重層的整備体制事業の準備段階であった令和3年の相談実人員812人をピークに令和4年からは700人後半で推移しており、大きな変動はありません（令和6年度は765人）。新規相談者数も全体では大きな変化はありません。ただ障がい児の相談件数は令和5年度より約4割減っています。これは、従来の形での巡回相談が再開されなかったため「はあとふる」へのアクセス機会が減ったこと、あわせて就労支援コーディネーター不在の中で、一般コーディネーターの業務量が増大したため、放課後等デイサービスや児童発達のサービス調整は発達相談で行ったことも影響していると考えます。児童の相

談件数の中で巡回相談に次いで多くを占めるものは放課後等デイサービス等のサービス調整であるため、従来通り一般相談で対応していたとすると、実際の相談件数は増えていたものと推測されます。

障がい種別は令和5年度と変わりなく、精神障がい約4割を占めており、次いで知的障がい約2割となっています。また、障がいの診断がついていない方も約2割となっており、診断前の段階からの相談対応も行ってきたことになります。サービス利用には障がいの根拠が必要となるが、診断と関係なく生活の中で困難さが生じているため、確定診断前から医療や相談窓口への適切な橋渡しとなる役割も担っています。

支援方法の中で、訪問での支援が約80件増加しています。これはアウトリーチでの支援が必要な方や生活場面の確認が必要なケースが増えていると推測され、相談者のニーズによりマッチする対応を行っているといえます。支援内容では、生活技術に関する支援と社会参加・余暇活動に関する支援が増加しています。単なるサービス利用へのつなぎではなく、インフォーマルな社会資源も情報収集しながら、希望する生活を送ることができるように幅広い関係機関との協働が必要です。

虐待相談は、令和5年度よりも約4割増えており、相談支援の中でも大きな比重を占めています。令和5年度からは、一般コーディネーター全員で虐待相談や対応を行うようにし、虐待防止の取り組みや権利擁護に関するレベルアップにも取り組んでいるところです。

（総合相談機能）

新規や継続ケースの中で対応に苦慮しているケースや、全体で共有しておきたいケースについて、毎週始めのケースミーティングで支援内容を協議しています。令和6年度も、一般コーディネーターは東広島市日常生活圏域ごとの地域担当制とし、圏域ごとに行われる重層的支援体制整備事業の会議ともリンクさせています。複合的な課題がある世帯、より困難な課題があるケースは複数で対応しています。基本的には圏域ごとの担当制としているが、利用者の性別等にも配慮しながら、適切な担当者となるように協議をしています。コーディネーターが担当している圏域ごとの新規相談件数は、令和6年度も大きな差はありませんでした。

障がいにまつわる総合相談窓口として、他領域（高齢者、教育、医療、困窮、司法等）や地域からも相談が入っており、各関係機関と協働し、支援をするケースも多く、他分野の一定程度の知識や適切な相談窓口の情報など、幅広い視点で調整を行い対応しています。

個別のケースと合わせて地域の支援者支援の役割もあるが、スーパーバイズできるような経験豊富なコーディネーターの配置が、法人それぞれの状況もあり難しい状況にあります。地域の相談支援事業所にベテランの相談支援専門員が多くいることもあり、「はあとふる」へ支援者支援を求める相談は減っています。地域の中で、中核的な役割を果たしていく基幹相談支援センターとして、本来の役割を果たすためにも、地域の主任相談支援専門員と協働しながら相談体制を構築し、あわせてそれぞれのコーディネーターのスキルアップも必要です。

令和6年度も専門相談の体制が整わない中で、一般コーディネーターの相談範囲を広げて対応してきました。10月には、発達支援コーディネーターも平日毎日配置され、発達相談にも対応できる一応の配置は整いました。就労相談については、助言をもらえる支援機関と連携はしているが、就労専門相談の質としては、不十分であると認識しています。引き続き障がい福祉課と連携し「はあとふる」の専門相談体制の確立について検討していきます。

（療育相談機能）

令和6年度の発達相談体制は、保健師1名、発達心理相談員2名（会計年度職員）、発達支援コーディネーター5名（5名が交代で勤務するため、実質は1名。4月から月に4回、10月からは平日毎日）が1週間ごとに交代するという体制となりました。保育巡回も再開し、相談実人員も令和5年度と比較すると2倍強と増えています。ただ、従来の発達相談体制時と比較すると相談実人員は100人弱と少なく、継続的に幅広く相談を受けられるように、より一層の相談体制の充実が求められます。

東広島市内では、児童の発達障がい専門的な医療機関の初診待機期間が年単位となることもあり、待機期間中の支援や相談体制等、待機期間へのアプローチの検討も必要です。令和5年度に再開した自立支援協議会の課題別会議（障害児計画相談）では、継続して検討を行っています。サービス提供事業所の増加に対し相談支援事業所は増えておらず、セルフプラン率も増加しています。幼少期、児童期に適切な療育を受け、その子の育ちと一緒に考える相談支援専門員は重要な役どころであるため、障害児計画相談を担える事業所を増やしていけるように引き続き検討を進めていきます。

■重点項目の振り返り

①緊急対応

東広島市地域生活支援システムについては、令和5年度が協定終期であったため、サービス事業所19団体と協定を締結しました。令和6年度も登録者0人であったが、養護者不在となる相談があったため、急遽システムを活用して緊急対応を行いました。登録要件の緩和については、協定事業所との合意は得られたが、周知までには至っていないため、実際の登録やその後の支援体制の整備については、早急に検討をしていかなければなりません。

令和6年度も地域生活支援システム部会は開催されず、協議も十分できないままでした。

「はあとふる」のコーディネーター全員が、この部会担当であるため、障がい福祉課と一緒に部会を活性化し、障がいのある方の生活を地域で支える支援体制を強化していきます。

②災害への対応

令和6年度は、東広島市内で大きな災害は発生せず、直接的な支援はなかったが、自立支援協議会の運営委員会や各部会で、災害時の対応や課題を検討しました。検討結果の集約や実際の対応について、発展的な取り組みとはなっておらず、実際の災害時に、障がいのある方の命と暮らしをどう守っていくのかについては、行政も一緒になって検討していくことが必要です。

また、「はあとふる」のBCPも確認していますが、「はあとふる」の体制も変わっているので、障がい福祉政策室と一緒に現状にあったBCPの見直しや災害時の対応方法を継続して確認していく必要があります。

③相談支援体制の強化

コーディネーターのスキルアップ研修（3回）を障がい福祉政策室が企画し、コーディネーター全員で受講しました。講義形式で得られるスキルには限りがあるため、他市町の基幹相談支援センターや自立支援協議会への視察、グループスーパービジョンの手法を活用し、コーディネーターの気付きを増やせるような研修実施を期待します。

基幹相談支援センターの在り方として、支援者支援や、地域の相談支援体制の構築や強化

という観点から、国の示しているケアマネジメントの手法の見直しや相談支援専門員の業務の振り返りとしての「モニタリングの結果の検証」の準備を令和4年度から進めていたが、「はあとふる」の体制も変わる中で、通常業務が優先され、取り組めていません。機能強化については、基幹相談支援センターの役割として明確に示されているため、再度目線合わせを行い計画的に取り組んでいきます。

自立支援協議会においては、相談支援専門員同士のつながりを深められるよう部会運営をし、必要な福祉制度等の情報発信に努めた。充実強化研修では実際にグループスーパービジョンについて学び、相談支援のスキルアップ方法や相談支援体制の強化について手ごたえを感じています。今後地域で展開していけるように、令和7年度も引き続きグループスーパービジョンを学んでいきます。

他機関からの障がいの確定診断がない方を含め、その障がい種別、相談内容や支援ニーズが多岐にわたるケースの連携依頼が増えています。「はあとふる」だけでは解決が図れない高齢、児童、医療、教育、困窮、引き込み、就労等の各相談機関と横断的に連携を図りながら対応していきます。

④地域移行・地域定着の取り組み

入所施設からの地域移行については、地域で生活するためのイメージ作りの場の提供を地域の事業所に委託しています。

精神科病院からの地域移行については、自立支援協議会の精神保健福祉部会において、地域への啓発を目的とし民生委員・児童委員・見守りサポーターへ向けた座談会を豊栄町で実施しました。関係機関にも呼びかけ、51人の参加がありました。実施後のアンケートでは、精神障がいのある方への理解について80%以上の方が理解が深まったと回答があり、地域への啓発について具体的な場となっています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、より活発な検討ができるように、事例検討等を通して、関係機関とも連携を深めていきます。

⑤虐待の防止と権利擁護の推進

障がいのある方の虐待防止、早期発見・早期対応のため、障がい者虐待防止センターを設置し取り組んでいます。虐待相談の相談実人員は、令和5年度と比較し約4割増加しており、虐待の通報義務の認識が広く浸透してきていると思われます。令和6年度は、新たに設置された障がい福祉課障がい福祉政策室が「はあとふる」内で執務することになり、コーディネーターだけでは判断に迷う場合でも、すぐに障がい福祉政策室に相談することができ、虐待相談・通報に迅速に対応できるようになりました。

一般コーディネーターは全員で虐待対応を行うことにし、虐待や権利擁護についての知識向上に努め、複数の視点で支援方法を決定できるようにしました。今後も、障がいのある方の虐待防止や権利擁護に関する正しい理解の促進に努めると共に、虐待防止に向けた啓発活動、早期発見・早期対応の取り組み、養護者への支援の充実を図っていきます。

自立支援協議会においては、権利擁護部会で、虐待にとどまらず障がいゆえに不快な思いをした場合の相談窓口の周知として、市ホームページで相談先の紹介や、相談窓口を記載したステッカーを作成し、関係機関に配布しています。また、障がい者支援施設連絡会（SKH 東広島）で、東広島市内の障がい者支援施設の新任職員と中堅職員を対象にした研修をそれぞれ開催し、虐待防止と権利擁護の推進に努めました。

⑥自立支援協議会の運営

市内の施設、事業所、関係機関、行政機関、障がいのある方や家族など多くの方の参加を募り地域課題を共有し、官民協働による地域づくりと地域課題解決に向けた取り組みを行うための自立支援協議会を運営しました。障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実現に向けて、課題解決に向けて継続的に協議を行っています。

業務の中で委託相談の比重が大きくなっており、自立支援協議会の運営に必要な時間の確保が難しい状況があります。自立支援協議会の運営も「はあとふる」の大きな役割の一つであるため、地域課題の解決に向け、積極的な部会運営を行っていく必要があります。

・部会の運営

○精神保健福祉部会

○聴覚障がい者の課題を検討する部会

○就労部会

○権利擁護部会

○ヘルパー支援部会

○こども部会

○医療連携部会

○相談支援事業所連絡会（NETZ 東広島）

○障がい者支援施設連絡会（SKH 東広島）

○収入アップネットワーク（就労継続支援事業所意見交換会）

○地域生活支援システム部会

○課題別会議（障害児計画相談）

・プロジェクト会議の運営（2024 年度プロジェクト会議は未開催）

・就労専門コーディネーターが不在、発達専門コーディネーターは常勤での配置がなかったため、就労部会とこども部会については、障がい福祉課のみの部会運営となりました。地域や事業所の実情に沿った検討を深めるためには、相談支援を担うコーディネーターの参加も必要です。

・地域生活支援システム部会は、令和 6 年度も未開催となりました。地域生活支援システムを検討する場も明確になっていません。登録件数は 0 件であるが、ニーズがない訳ではないため、緊急時にも相談できる体制、支援が受けられる体制の構築に向けて、協定事業所との協議を一層進めていきます。

・運営委員会は、令和 5 年度と同様に各部会の現状の共有と進捗管理を行いました。運営委員会が、単なる意見聴取の場となっているため、取り上げた意見をどのように地域課題への解決や部会運営に反映させるかは、事務局会議で整理していきます。

・定例報告会において、広く参加を募って各部会の取り組み内容について情報共有を図りました。

・令和 6 年度は、困ったことシートの提出がなかったため、定例報告会等での周知をし、地域課題への取り組みのツールとしての活用を広く周知していく。

3 障がい者総合支援センター分の相談件数や内容等については、12 頁・13 頁のとおりです。

相談支援事業実績報告書 (一般相談)

令和6年度・4～3月の実績

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち()内新規	634 (196)	72	3	112	319	35	2	91
障害児 うち()内新規	131 (32)	4	0	47	9	27	0	44
計 人	765 (228)	76	3	159	328	62	2	135

(支援方法)

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	793	713	217	4179	20	260	1150	481	7813

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	2964	96	1125	1087	361	533	310	1590	1739

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	44	210	792	10851

相談支援事業実績報告書 (発達専門相談)

令和6年度・4～3月の実績

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち()内新規	109 (56)	1	0	16	29	15	0	48
障害児 うち()内新規	386 (259)	1	0	27	8	55	0	295
計 人	495 (315)	2	0	43	37	70	0	343

(支援方法)

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	614	455	33	1015	8	11	370	217	2723

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	305	424	137	235	1769	107	4	115	22

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	4	6	610	3738

相談支援事業実績報告書（就労専門相談）

令和6年度・4～3月の実績

（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち()内新規	29 (8)	4	0	7	13	2	0	3
障害児 うち()内新規	3 (0)	0	0	3	0	0	0	0
計 人	32 (8)	4	0	10	13	2	0	3

（支援方法）

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	5	8	3	54	1	4	19	0	94

（支援内容）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	68	0	0	4	29	2	0	3	28

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	0	0	0	134

相談支援事業実績報告書（虐待相談）

令和6年度・4～3月の実績

（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち()内新規	61 (13)	8	0	18	22	2	0	11
障害児 うち()内新規	10 (1)	0	0	3	2	1	0	4
計 人	71 (14)	8	0	21	24	3	0	15

（支援方法）

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	41	32	3	89	0	2020	38	0	2223

（支援内容）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	125	16	50	19	29	134	9	55	30

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	0	1970	78	2515

(1) - 2 地域生活支援センターまほろば

1) 指定特定相談支援事業

■計画相談支援（サービス等利用計画作成及びモニタリング）

【目 的】

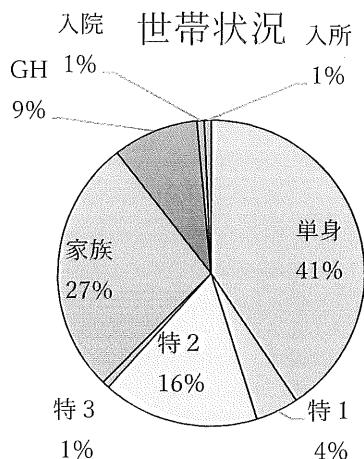
- ・利用者の「こんなことをしたい。こんな生活をおくりたい」をサポートできるよう、質の高い支援を目指します。

【実 施 内 容】

- ・福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成に向けての支援を行いました。
- ・モニタリングを定期的実施し、訪問や面談等を行うなど利用者への生活支援を実施しました。
- ・定期的なモニタリング以外でも、必要に応じて訪問や関係者会議を実施していききました。
- ・会議、研修等で事例検討会を行い、相談支援専門員としての資質の向上を図りました。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制作りに向けて、保健所圏域の会議に参加しました。
- ・東広島市自立支援協議会の部会や、運営会議等に参加しました。
- ・広島中央地域保健対策協議会や、市の自殺対策の会議等に参加していききました。
- ・広島県の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築支援事業において、アドバイザーとしての役割を担いました。
- ・基幹相談センターからの困難ケース等の協力依頼に対して、計画相談等の支援を行いました。
- ・利用者の約5割が単身もしくは障害者のみの世帯となっており、生活全般についての支援を他機関と連携しながら行いました。

○利用者の状況（＊2024 年度末時点の利用者数 133 人）

図 1



- ・特定①・・・障害者のみの世帯
- ・特定②・・・同居家族がいずれも 65 歳以上の高齢者か児童のみの世帯
- ・特定③・・・同居家族が疾病・家族の介護等により本人の介護が困難な状況の世帯

図 2

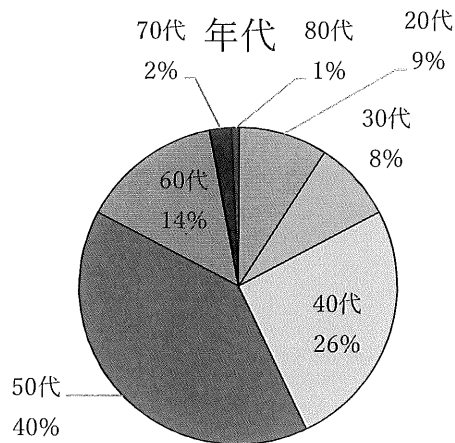


図 3

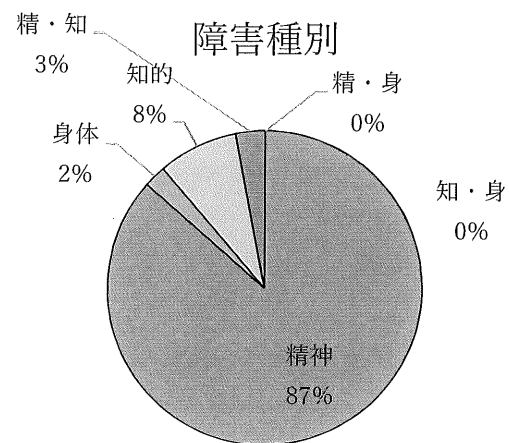


図 4

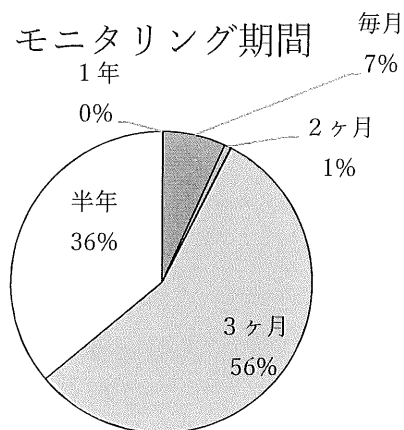


表 2 サービス等利用計画作成等の実施件数
(※計画相談支援給付費請求の状況)

月	サービス等利用計画作成 新規及び更新件数				モニタリング件数			
	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度
4	5 件	1 1 件	1 2 件	9 件	2 7 件	2 6 件	1 8 件	2 8 件
5	1 1	9	9	7	3 2	3 3	3 2	2 7
6	1 1	1 0	1 0	1 3	3 2	3 3	3 6	3 9
7	1 2	8	9	5	3 5	3 4	2 6	2 8
8	9	9	8	7	3 2	2 8	2 8	2 5
9	1 4	1 2	1 1	1 5	2 9	2 5	2 7	2 1
10	1 5	1 1	1 2	1 1	3 2	2 8	2 7	2 7
11	9	1 1	7	8	4 0	3 8	3 4	2 8
12	1 1	5	6	7	3 8	3 9	3 0	3 1
1	1 0	1 0	1 2	1 2	3 1	3 2	2 8	2 2
2	1 4	8	8	6	3 8	3 7	3 3	3 0
3	7	8	6	6	3 3	3 2	2 6	2 8
合計	1 2 8 件	1 1 2 件	1 1 0 件	1 0 6 件	3 9 9 件	3 8 5 件	3 4 5 件	3 3 4 件

【評価と課題】

- ・サービス等利用計画作成、モニタリング件数は年々増加していますが、新たな相談の依頼が続いています。
- ・利用者の5割以上の方が、50歳代以上となっており、本人の加齢による健康面についての支援の必要性がでてきていることや、それに加え家族の高齢化も進んでいるため、ご本人の健康面への支援とともに、家族の状況も把握していくことが必要になってきています。
- ・地域包括支援センターやケアマネージャー等の高齢分野との連携強化や、それぞれのスキルアップに向けて、事例検討会を企画し実施していききました。
- ・研修での事例検討等に参加し、相談支援専門員としての研鑽を積むことができました。
- ・事業所の利用時やヘルパーの支援時に訪問するなど、サービス提供時にモニタリングを行うことで、実際の支援の状況把握や、関係機関との連携を図ることができました。
- ・定期的なモニタリング以外でも、利用者のニーズや関係機関からの要請に応じて、訪問や面接等の支援を行いました。
- ・病状が不安定な方や環境の変化があった方など、ていねいな対応が必要な方に対するモニタリングについては、市と協議したうえで、国が定めた標準期間よりも頻度を増やし行っていました。
- ・主任相談支援専門員を配置していますが、地域の中での主任相談支援専門員の役割が不明確であるため、役割や位置づけを、行政や基幹相談センター、他の相談支援事業所と協議していく必要があります。
- ・災害時支援については、法人のBCPを踏まえ、支援を要する方に対して個別避難計画の作成を行うなど、災害に備えていく必要があります。

■基本相談等の実施

【目 的】

- ・福祉サービスにつながらない方への支援を行います。

表3 基本相談の実施状況

月	利用者	関係機関
4月	5件	1件
5月	9	10
6月	8	6
7月	6	6
8月	6	7
9月	7	7
10月	7	4
11月	2	1
12月	6	1
1月	6	8
2月	4	5
3月	8	12
合 計	74件	68件

(※2023年度 利用者59件、関係機関61件)

【実施内容】

- ・福祉サービスにつながらない障害のある方に対して、訪問や面談等により支援を行いました。
- ・支援の必要性のある方には、家族等と状況を共有しながら、訪問等により支援を行いました。
- ・福祉サービス利用終了後も、必要に応じて、訪問や面談等で支援を行いました。
- ・基幹型相談センターや地域包括支援センター等の関係機関からの相談に対応して、連携を行いました。

【評価と課題】

- ・計画相談が終了した後の利用者からの相談にも対応しており、他機関との連携を図りながら、見守り等の支援を行うことができています。
- ・地域包括支援センター等の関係機関から助言を求められ、訪問等の対応を行っていきましました。精神障害のある方への支援に関し、専門性を持つ事業所として認知されていることは評価できます。

○自立支援協議会や団体等の会議等への出席

【実施内容】

表4 東広島市自立支援協議会や団体等の会議への参加状況

会議等名称		出席回数
東広島市 自立支援協議会	相談事業連絡会議（ネッツ東広島）	11回
	精神保健福祉部会	12回
	運営委員会	3回
東広島市自殺対策会議		1回
広島中央地域うつ・自殺対策医療連携検討会		3回
西部東保健所 精神障害者地域生活支援検討会		6回
広島県精神障害者支援事業所連絡会 相談支援部会		6回
高屋地域関係者ネットワーク協議会		1回

2) 指定一般相談支援事業

■地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

（地域移行支援）

【目的】

- ・病院等の関係機関と連携して、「退院、退所して、このような生活がおくりたい」という思いを実現するために支援を行います。

【実施内容】

- ・2024年度は、地域移行支援の実施はありませんでした。
- ・毎月1回、市内の精神科病院のPSWや他の相談支援事業所の相談支援専門員と、地域移行に向けての連携会議を行いました。

【評価と課題】

- ・2024年度は、地域移行支援の利用はありませんでしたが、毎月1回、地域移行に関する連携会議を実施し、地域移行支援で退院した方の地域生活の安定に向けて、継続して情報

を共有するとともに、課題の整理等を行いました。

（地域定着支援）

【目 的】

・関係機関と連携し、「安心して地域で暮らし続けたい」という思いを実現するために支援を行います。

【実 施 内 容】

・居宅において単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急時等に訪問や必要な支援を行いました。

表 5 地域定着支援の実施状況

月	支援人数	緊急時支援		電話相談	新規等の利用者の状況
		②	②		
4	6 人	0 件	4 件	2 2 件	
5	6	0	2	2 6	
6	6	0	1	4 1	
7	5	0	0	2 4	1 名入院のため中断
8	5	0	4	4 6	
9	5	0	3	2 0	
10	5	0	2	2 3	
11	5	0	3	3 2	
12	6	0	1	3 5	1 名退院により再開
1	6	0	0	2 5	
2	6	0	2	2 2	
3	6	0	2	3 1	
合計		0 件	24 件	347 件	

※地域定着支援 実人数 6 人

＊緊急時支援①は、緊急での訪問支援

＊緊急時支援②は、PM10 時～AM6 時の深夜、早朝の時間帯での電話相談

（＊2024 年度 緊急① 0 件、緊急②36 件 電話 441 件）

【評価と課題】

・2023 年度と比べ、相談件数は減っています。事業の利用者へは、なるべく日中に相談するよう促していることもあり、このため、早朝・深夜帯の相談電話は減ってきていると思われます。悩みや不安を夜間に持ち込まないことで、精神的な安定につながっていると考えられます。

(2) 地域活動支援センター I 型事業

1) 2024 年度末〈2025 年 3 月末現在〉における利用の状況

○登録者数：163 人

○性別構成：男性 99 人、女性 64 人

○年齢構成

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
人数	6 人	18 人	50 人	57 人	24 人	8 人	163 人

◆2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の利用の状況（※実利用者の状況）

○実利用者数：79 人

○性別構成：男性 55 人、女性 24 人

○年齢構成

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
人数	5 人	9 人	22 人	27 人	12 人	4 人	79 人

2) 具体的な活動の状況

①憩いの場（フロア等）の提供

【目 的】

- ・安心して気軽に集まれるサロンの場を提供します。
- ・利用者同士が互いに支え合い、お互いの話を聞くことで自分自身の障害の受容を図っていくとともに、自分自身の体験からアドバイスし合い、フロア全体がピアサポートの場となるよう支援を行います。

【実 施 内 容】

- ・開館日及び開館時間
月曜日～金曜日 8：30～17：30
- ・休館日
土曜日・日曜日・祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
- ・利用者同士がお互いの話を聞き、自分自身の考えや思いを伝え、アドバイスをし合える場となるように支援しました。
- ・他のサービス等利用されている方については、相談支援専門員等とも連携し、サービス等利用計画やケアプランに沿った支援を行いました。
- ・2023 年度に引き続き、咳エチケット、手洗い・消毒の実施、手拭きタオルの持参、マスクの着用等による感染予防・感染拡大防止対策を利用者・職員で行いました。

表6 2階フロアの利用状況

月	のべ利用者人数				開所日数	1日平均の 利用者数	フロア利用者 実人数
	登録者		登録外	合 計			
	市 内	市 外					
4	4 5 7人	0人	2 8人	4 8 5人	2 1日	2 3人	5 4人
5	4 2 5	0	2 6	4 5 1	2 1	2 1	4 8
6	4 0 8	1	1 6	4 2 5	2 0	2 1	5 1
7	4 4 1	1	1 5	4 5 7	2 2	2 0	4 9
8	3 2 8	1	1 4	3 4 3	1 8	1 9	4 1
9	3 6 5	1	1 3	3 7 9	1 9	1 9	3 8
10	4 1 9	1	2 4	4 4 4	2 2	2 0	4 8
11	4 0 0	1	1 4	4 1 5	2 0	2 0	4 3
12	3 7 9	1	1 6	3 9 6	2 0	1 9	4 7
1	3 2 8	0	9	3 3 7	1 9	1 7	4 4
2	3 3 8	0	1 2	3 5 0	1 8	1 9	4 0
3	4 0 9	2	8	4 1 9	2 0	2 0	4 4
合計	4， 6 9 7人	9人	1 9 5人	4， 9 0 1人	2 2 0日	2 3 8人	—
平均	391人	0.75人	16人	408人	18日	19人	45人

【評価と課題】

・2023 年度に引き続き、感染予防・感染拡大防止のため、マスクの着用、換気、食事中的会話の禁止、ソーシャルディスタンスに協力していただきました。

②電話相談及び面接・訪問等

【目 的】

・フロアの利用が難しい方やそのご家族で、困りごと・相談等がある場合には、必要に応じて電話による相談及び面接・訪問等を行い、解決の糸口が見つかるように支援を行います。

【実 施 内 容】

- ・電話による相談日及び対応時間
月曜日～金曜日 9:00～17:30 (1回最大15分)
土曜日・祝日 9:00～12:00、13:00～17:30 (1回最大10分)
※日曜日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は休館のため対応を行いませんでした。
- ・面接・訪問による相談日及び対応時間
月曜日～金曜日 8:30～17:30
※土曜日・日曜日・祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は休館のため対応を行いませんでした。
- ・まほろばの開館日に、心配ごとや悩みごとを聞き、解決の糸口が見つかるよう支援しました。
- ・他のサービス等利用されている方については、相談支援専門員等とも連携し、サービス等利用計画やケアプランに沿った支援を行いました。

・他のサービス等利用されていない方については、はあとふるコーディネーターと連携を取りながら支援を行いました。

表7 月別の利用者・家族の電話相談の状況（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
のべ件数	644	634	679	750	634	707	682	634	608	575	590	577	7,714件
対応日数	26	27	25	27	24	25	27	26	24	24	24	26	305日
1日平均	24	23	27	27	26	28	25	24	25	23	24	22	25件/日

表8 月別の面接及び訪問の状況（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
面接	4	5	4	3	3	5	6	2	4	3	4	1	44件
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
合計	4	5	4	3	3	5	6	2	4	3	4	1	44件

【評価と課題】

- ・利用者の気持ち（不安や怒り等）を聴くことで落ち着かれ、考えがまとまらない時は一緒に整理することで利用者と方向性を確認することができました。また、ご家族の相談にも対応し、状況に応じて関係機関と連携をとりました。今後も、利用者の話を傾聴し、必要に応じて関係機関と連携を図っていきます。
- ・働いておられる利用者が事前に予約を取り面接や電話をされ、話を聞くことで継続して働くことができています。

③通信の企画・編集・発行（『SHIRATORI～Information～』と『旅立ち』（利用者の通信））

【目的】

『SHIRATORI ～Information～ 』

- ・利用者が安心して地域で生活していくために、精神保健福祉に関する事柄や、生活に関する情報を発信します。
- ・関係機関や民生委員等に、しらとり会の活動を知ってもらうために発行します。

『旅立ち』

- ・利用者が自作を投稿し、読者の方に読んでもらうことで、自信に繋げ、得意なことを活かす機会となるよう支援していきます。

【実施内容】

（企画・編集について）

『SHIRATORI ～Information～ 』

- ・第1面の各月の内容については、表9の通りです。
- ・2024年度も、精神保健福祉に関する事柄や生活に関する情報について、通信を通して読者と一緒に考えるきっかけとなることを意識して発信しました。
- ・第2面は、ご意見ご要望について、なかよし・まほろばの月間の予定表等を掲載しました。

『旅立ち』

- ・当事者（障害のある方）を対象に募集した作品を掲載しました。

(発行・配布について)

- ・毎月1回、1日（ただし、1月は4日）に発行しました。
- ・毎月約450部を印刷し、利用者、関係者、市内の事業所等の他、県内の相談支援事業所、病院、行政等の関係機関や市役所の地域共生推進課を通して市内の民生委員・児童委員へ配布しました。また、メール（30件／月）でも配信しました。
- ・法人のホームページに公開し、広く閲覧していただけるようにしました。

表9 通信（第1面）の内容

発行月	内容等
4	「改正障害者差別解消法」について
5	「孤独・孤立対策推進法」について
6	東広島市の「ひきこもり支援」について
7	体力的にも精神的にもしんどい時、皆さんはどのように過ごしていますか？
8	「居場所」について、皆さんに聞いてみました
9	9月は自殺予防週間です
10	「社会的処方」について
11	「介護」が必要になったとき
12	「伴走型支援」について
1	新年のご挨拶／年男・年女の皆さんの「新年の抱負」
2	自転車の交通ルールが改正されました
3	「ジェンダー平等」について
合計	12回

【評価と課題】

『SHIRATORI ～Information～ 』

・通信を発行することで、利用者や民生委員、大学の教員を通じて精神保健福祉士国家資格の取得を目指す学生にも回覧していただき、精神保健福祉の事柄や生活に関する情報を知ってもらい一緒に考えるきっかけとなりました。

『旅立ち』

・新規投稿者があり、投稿された月以降は毎月投稿してくださっています。今後も、利用者自身の思いを自作で表現できる機会として、また強みを生かす機会として発行していきます。

④しらとり会ミーティングチーム

【目的】

・しらとり会ミーティングチームは、毎月1回打ち合わせを行い、しらとり会をより利用しやすくすることを目的として開催します。

【実施内容】

- ・2024年度も、しらとり会ミーティングは実施しませんでした。
- ・しらとり会ミーティングチームについては、毎月1回ミーティングを行い、意見箱に入っていた意見と、利用者・職員から出た意見等について話し合いました。
- ・しらとり会ミーティングチームの開催日とその際に出た意見、及び協議した結果について

ては、表 10 のとおりです。

・話し合いの内容及び結果については、しらとり会通信や 2 階フロア（2 か所）に掲示してお知らせしました。

表 10 しらとり会ミーティングチームの開催日とその際に出た意見、及び協議した結果

実施月日		実施内容（議題等）	協議結果	参加者(人)		
月	日			利用者	職員	計
4	10	・意見箱（0 件） ・利用者からの意見（2 件） ・お茶はいつから冷たいものにしますか。 ・しらとり会ミーティングは、いつから復活しますか。	⇒連休明けの 5 月 7 日（火）から始めることになりました。 ⇒職員会議で協議の結果、新型コロナウイルス感染症は落ち着きましたが、現在、ワークセンターなかよしの作業体制では従来の形での開催は難しいので、新しい形を検討していくことになりました。	4	1	5
5	10	・意見箱（0 件） ・利用者からの意見（1 件） ・しらとり会ミーティングを復活させるのであれば、作業の開始時間をずらして、ミーティングを行うのはどうですか。（先にミーティングを行い、作業の開始時間を 10 時からにする 等）	⇒職員会議での協議の結果、しらとり会ミーティングを復活させたい思いや、そこでどのようなことをしたいのかを、次回のミーティングチームの打ち合わせの時に聞くことになりました。	3	1	4
6	12	・意見箱（0 件） ・利用者からの意見（1 件） ・2 階の踊場で電話すると相手の声が聞こえづらい。2 階フロアを電話 OK にするか、電話できる場所を、作ってほしい。 ・先月からの引き続きの議題(1 件) （利用者からの意見）	⇒電話のルールが決まった経緯（過去のしらとり会ミーティングで、利用者さんから要望があった）を確認したうえで、話し合いました。その結果、必要ときには職員に相談し、2 階・3 階の相談室、4 階などを利用していただくことで、様子を見ることになりました。	4	1	5

		・なかったらなかったで、なんとかあってはいるけれど、現状では、しらとり会ミーティングチーム以外の意見が聞きづらい。 ・自分たちが気づいていない意見が他の人から出てくると思う。 ・意見を出してくれた人と、直接やり取りできるからいいなと思う。どんな思いで意見を出してくれたのかもわかるし。 ・もし復活するなら、短時間でもよいかとも思う。 ・もしやるなら、以前と同じで、ミーティングに出たい人が出て、しんどい人は休んでおくのでよいと思う。	⇒どのような形がよい か、引き続き検討して いきたいと思います。			
7	1 0	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (1 件) (しらとり会ミーティングを復活するかどうかについて 継続審議) ・ミーティングチームからは、チーム以外の人でもミーティング再開を希望しているのではないかと、ミーティングが行われていた時は意見箱の投書があったように思う。ミーティング再開希望かアンケートを取ってみてはどうか、仕事を削ってまでミーティングをしたくない、等の意見が出ました。	⇒職員会議でも、引き続き検討していきます。	3	1	4
8	1 6	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (1 件) ・今年の避難訓練はいつありますか？	⇒職員会議で検討した結果、第 1 回目の避難訓練は 9 月ごろに実施する予定で、日時については、消防署と相談して決めることになりました。	3	1	4
9	1 1	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (1 件) ・避難訓練は 9 月に実施する予定だったと思いますが、どうになりましたか？	⇒9 月頃に実施する予定でしたが、調整がつかず行えませんでした。そのため、10 月以降での実施を検討しています。日時については、決まり次第お知らせします。	3	1	4
10	9	・意見箱 (0 件)		3	1	4

		・利用者からの意見（5件） ・インフルエンザの予防接種はいつ頃になりますか？ ・お茶はいつ頃から温かいものに変えますか？ ・ミーティングチームメンバーが一人減ったので募集してはどうですか？ ・洗濯機のホースの水漏れを直してほしい。 ・避難訓練はいつになりますか？	⇒今年も金田先生にご協力いただき、11月13日(水)の15:30から実施することになりました。 ⇒11月5日(火)から温かいお茶に変更します。 ⇒なかよしのミーティングの際に、声掛けをすることになりました。 ⇒新しいホースに取り替えることになりました。 ⇒消防署と調整がつき次第、ご案内します。			
11	1 3	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（4件） ・12月27日に大掃除はありますか？ ・玄関の置き傘を整理してはどうでしょう？ ・暴言等を吐いた人への対応を考えてほしい。 ・自動販売機で新しい紙幣などが使えない。	⇒なかよし、まほろばそれぞれで、片付けや掃除を行います。 ⇒貸出用の置き傘は整理し、個人の置き傘は確認していきます。 ⇒しらとり会の決まりごと（運営規程等）に基づいて対応します。 ⇒お手数ですが、2階事務所に来てもらえれば両替をします。	4	1	5
12	1 1	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（1件） ・テレビをつけた人が、その場を離れるときに消してはどうでしょうか。 ・職員からの議題（1件） ・避難訓練の日時については、消防署と調整し、またお知らせします。	⇒他の人が見ている場合もあるので、テレビをつけた人がその場を離れるときに、周りの人に消すかどうかを確認することになりました。	4	1	5
1	8	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（1件） ・「最近、喫煙所にゴミが落ちて	⇒ゴミはきちんとゴミ	4	1	5

		います」との意見が出ました。	箱に捨てましようという話になりました。			
2	1 2	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (2 件) ・来年度のなかよしの保険の手続きはどうなっていますか？ ・来年度のしらとり会の事業計画案はいつごろ見せてもらえますか？	⇒ 3 月には保険会社から案内が届く予定です。届き次第ご案内します。 ⇒ 現在、職員会議で作成中のため、3 月上旬には見ていただけるように準備します。	4	1	5
3	1 1	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (1 件) ・温かいお茶から冷たいお茶へいつから切り替えますか？	⇒ 寒い日もあるので、4 月のしらとり会ミーティングチームで再確認していくことになりました。	4	1	5
計		12 回開催	計	43	12	55

【評価と課題】

- ・意見箱への投書はありませんでしたが、利用者からの意見は毎月出ています。
- ・意見がミーティングチーム参加者の意見に偏りがちなところもあるため、他の利用者の意見をどう取り上げていくかが課題です。
- ・しらとり会ミーティングの開催については、ワークセンターなかよしの作業等の状況から従来の形での開催は難しいと思われるため、新しい形を検討していく必要があります。

⑤利用者企画（同好会）

【目 的】

- ・利用者が主体となり企画・運営することにより、利用者の意欲を高めるとともに、利用者同士のつながりを深める機会とします。

【実 施 内 容】

- ・利用者企画・同好会の実施はありませんでした。

【評価と課題】

- ・利用者から、利用者企画の希望が出た場合は、必要に応じて支援していきます。

⑥あったか食堂

【目 的】

準備・食事を一緒にする事で、利用者同士やボランティアとのつながりを深め、地域住民との交流の場とし、地域の社会資源となるように地域貢献していきます。

【実 施 内 容】

- ・実施していません。

＊今後は、障害者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方、更にメンタルヘルスに課題のある方やご家族も含め、一人ひとりのニーズに応じて適切な場所や機関に繋げていく等、ニーズに沿った活動を検討していきます。

⑦学生実習（精神保健福祉士）の受け入れ

【目 的】

- ・精神保健福祉士養成において、養成校(大学や専門学校等)と協力・連携し、人材育成に寄与していきます。
- ・学生が利用者との関わりを通して、精神保健福祉の現状と利用者が抱える課題やニーズ、精神保健福祉士としての役割等について理解を深めるために実施します。
- ・利用者が、学生に自らの体験を語ることで、当事者としての専門性を活かし、自身を振り返る機会とします。

【実 施 内 容】

- ・実習・見学の受け入れ状況については、以下の表 11 のとおりです。

表 11 実習・見学受け入れの状況

対象資格等		依頼機関	人数（人）
実 習	精神保健福祉士	県立広島大学	1
		広島国際大学	1
		広島文教大学	1
		専門学校福祉リソースカレッジ広島	1
見 学	看護師	西部東保健所	4（広島国際大学）
			2（広島大学）
			6（日本赤十字広島大学）
合計		5 か所	16 人

- ・利用者との関わりを持ってもらうため、まほろば・なかよし両方の事業所の実習を組み入れ、実習計画に基づいたプログラムを作成しました。
- ・学生に事業所の概要を説明する時は利用者と一緒に説明し、利用者は自身の体験を話しました。
- ・養成校（大学）の実習連絡協議会に出席しました。

【評価と課題】

- ・学生に自らの体験や思いを話してくださる利用者が増えました。しかし、事業所の概要を説明する利用者は 2023 年度と変わらず 2 名のため、一緒に説明する利用者を増やしていくことが課題です。
- ・実習協議会では、養成校から精神保健福祉士養成課程における教育内容等について説明があり、2024 年度の取り組みについて教えていただくことができました。今後も、実習受入事業所としてより充実した実習となるよう、引き続き養成校との協力・連携を図りながら進めていきます。

⑧フットサル

【目 的】

- ・フットサルを通して、余暇の充実や当事者同士の交流を図ります。

【実 施 内 容】

- ・毎月1回、9時15分～11時15分、フットサルの練習や試合を行いました。

【評価と課題】

- ・自宅にひきこもっていた方が、フットサルに興味があると関係機関から問い合わせがあり、実際にフットサルの体験を行っていただきました。その後も継続して参加されており、自宅から出るきっかけにつながったことは評価できます。
- ・他市のフットサルチームから交流会の誘いをうけていますが、まだ実施できていないため、交流会の企画をしていきます。

表 12 「フットサル」の実施状況

月	日(曜日)	場	所	参加者数(人)			
				当事者		職員他*	合計
				しらとり会	しらとり会外		
4	20(土)	高美が丘公園		1人	2人	1人	4人
5	18(土)	高美が丘公園		1	2	1	4
6	15(土)	高美が丘公園		0	2	1	3
7	20(土)	高美が丘公園		1	2	2	5
8	17(土)	高美が丘公園		1	2	1	4
9	21(土)	高美が丘公園		1	2	1	4
10	19(土)	雨天中止		-	-	-	-
11	16(土)	高美が丘公園		1	4	1	6
12	21(土)	高美が丘公園		1	4	2	7
1	18(土)	高美が丘公園		1	1	1	3
2	15(土)	高美が丘公園		1	3	2	6
3	15(土)	雨天中止		-	-	-	-
実施回数		10回	合計	9人	24人	13人	46人

*職員他については、実習生や他機関の支援者の人数が含まれます。

⑨家族のつどい

【目 的】

- ・家族が交流を通して、同じ悩みを持つ者としての共感や理解を深め、障害当事者にとってよりよい支援者になるよう、また、家族自身が元気を取り戻すことができるように支援します。

【実 施 内 容】

- ・表13は、2024年度の家族のつどいの実施状況です。

表 13 家族のつどいの実施状況

回	日 程	時 間	人数
1	4月9日(火)	13:30～15:00	8人
2	6月11日(火)	13:30～15:00	5
3	8月20日(火)	13:30～15:00	5

4	10月8日(火)	13:30~15:00	4
5	12月10日(火)	13:30~15:00	4
6	2月18日(火)	13:30~15:00	6
計	6回開催	合 計	32人

【評価と課題】

- ・実利用として、11名（2023年度10名）の参加があり、当日の参加はないものの、欠席の連絡を入れてくださる方もあり、関心をもたれていることがうかがえます。
- ・家族という同じ立場で話をするすることで、共感してもらったり、アドバイスをもらうことができ、安心して話し合える場となっています。
- ・参加されていた方が、病気等で参加が難しくなるなどしており、参加者数が2023年度より少なくなっています（*2023年度36名）。今後は、精神科病院・クリニックや、医療保健課、障がい福祉課、はあとふる等へも周知を拡げていき、家族が孤立しないよう取り組んでいきます。

⑩地域サロンへの支援

【目 的】

- ・地域の方々と交流のできる場の充実を図ります。

【実 施 内 容】

- ・2024年度の「松賀サロン」への参加状況は、表14のとおりです。

表14 「松賀サロン」への参加状況

日	時	内 容 (場所)	参加者
12月12日(木)	10:00~15:00	忘年会(松賀サロン)	4人
3月27日(木)	12:00~14:00	食事会(松賀サロン)	4人

【評価と課題】

- ・参加している利用者からは、「地域活動支援センター以外で地域の人と交流する機会がもてるのがよいです」との感想がありました。
- ・松賀地域の方たちの年齢が高くなってきているため、無理のない範囲での交流会の企画や、参加の対象者や人数を松賀地区の世話人さんと協議しながら進めていく必要があります。

⑪「ピアサロンこころ」への支援

【目 的】

- ・同じ障害や病気を持つ者同士が、互いに支え合える関係になっていくことを支援します。

【実 施 内 容】

- ・2024年度の「ピアサロンこころ」の実施については、以下の表15の通りです。

表15 「ピアサロンこころ」の実施状況

回	日 程	時 間	会 場	人数	備 考
1	4月13日(土)	13:00~15:00	東広島市総合福祉センター	3人	
2	5月18日(土)	13:00~15:00	東広島市総合福祉センター	3	
3	6月15日(土)	13:00~15:00	東広島市総合福祉センター	3	
4	7月6日(土)	13:00~15:00	東広島市総合福祉センター	3	
5	8月10日(土)	13:00~15:00	東広島市総合福祉センター	3	

6	9月7日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
7	10月5日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
8	11月2日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
9	12月7日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
10	1月11日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	2	
11	2月1日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	2	
12	3月1日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	2	
計	12回開催		合 計	33人	

【評価と課題】

- ・通っている就労継続支援B型事業所では病気の話ができないので、ピアサロンころに参加されている方があり、安心して病気の話ができ、一人ぼっちではないと感じることのできる場になっています。
- ・代表の方の都合がつかない時は、代わりに会場予約等を行い、代表の方がご自身の体調や都合などで無理をしすぎないよう支援をすることができました。
- ・新しい参加者が増えていないため、現在参加されている方々と、周知について検討していきます。

⑫「東広島市生活サポート事業」への協力

【目 的】

- ・障害者が地域生活において受けるおそれのある権利侵害の防止を図るため、「生活協力員（生活サポーター）」を派遣することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的として行われる「生活サポート事業」の実施を支援します。

【実 施 内 容】

- ・社会福祉法人平成会が事務局となり実施する生活サポーターミーティングに参加し、精神保健福祉に関する勉強会、現在支援しているケースについての情報共有を行いました。

表 16 「生活サポーターミーティング」の開催状況

回	日 程	時 間	会 場	備 考
1	4月19日(金)	13:30～15:00	宮領ワークセンター	
2	6月21日(金)	13:30～15:00	宮領ワークセンター	
3	8月16日(金)	13:30～15:30	宮領ワークセンター	
4	10月18日(金)	13:30～15:00	宮領ワークセンター	
5	12月20日(金)	13:30～15:00	宮領ワークセンター	
6	2月28日(金)	13:30～15:30	宮領ワークセンター	

【評価と課題】

- ・現在2名のサポーターさんが1名の利用者への支援を行ってくれており、それぞれの支援の報告を通して、利用者の思いや生活の状況を包括的に共有することができています。
- ・事務局である平成会のスタッフが、毎回勉強会の準備をしてくれており、生活サポーターさんが自身の生活と関連づけながら学ぶことができています。
- ・平成会と協力しながら、生活サポーターの数を増やしていくこと、生活サポーターの支援を受けたいというニーズを掘り起こしていくことが、課題となっています。

(3) 住宅入居等支援事業（東広島市より委託）

1) 事業実施期間

2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

2) 事業概要

賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。また、入居後の緊急時に対応できる夜間休日電話相談体制を整備していきます。

3) 事業内容

①入居支援

不動産業者への物件あっせん依頼、入居契約手続き支援等、入居に必要な調整等を行います。

②地域の支援体制に係る調整

関係機関等との連携・調整を図り、安心して地域生活を維持継続していけるような支援体制を作っていきます。

③24時間支援（＊アパート等での一人暮らし開始後に対応）

他の機関が休みになる夜間・休日であっても緊急時の対応ができる支援体制をとります。（夜間電話などによる対応）

④啓発活動（研修会等）の企画・実施

2024年度は、2024年11月に居住支援協議会設立準備会が発足したことから、準備会に参画し、事業についての情報提供を行うとともに、連携に努めました。研修会については開催しませんでした。

※この事業は、地域移行支援事業の対象者以外の方に適応されます。

4) 実施内容

①支援活動

・事業対象者 1人

5) 評価と今後の課題

・2024年度の事業対象者は1人でした。

・このほか、事業についての問い合わせが2件ありました。そのうち1件は、身体障害のある方へのバリアフリー住宅等の物件に関する問い合わせでした。（不動産会社等に確認し、情報提供のみを行いました）

・2025年5月には、県内で5番目となる居住支援協議会が東広島市にも設置されたことから、今後は協議会とも連携しながら、事業の周知ならびに、事業の推進に取り組んでいきます。

3. ワークセンターなかよし

(1) 就労継続支援B型事業

1) 利用者の状況について

表 17 各月の利用の状況

月	契約者数 (月末時点)	新規利 用者数	退所 者数	実利用 者数	延利用 者数	開所 日数	1日あたりの平均利用者数(人)			
							2024年度	2023年度	2022年度	2021年度
4	46 人	0 人	0 人	41 人	473 人	21 日	22.52	24.0	25.9	23.0
5	46	0	0	39	468	21	22.29	23.45	25.63	21.6
6	46	0	0	39	431	20	21.55	23.27	25.09	23.7
7	46	0	0	38	478	22	21.73	22.1	24.35	23.1
8	46	0	0	35	366	18	20.33	20.05	23.4	21.6
9	45	0	1	38	397	19	20.89	20.35	22.9	25.2
10	46	1	0	39	452	22	20.55	20.8	25.15	25.1
11	47	1	0	39	445	20	22.25	22.2	24.9	25.8
12	47	0	0	38	432	21	20.57	21.55	21.7	25.1
1	47	0	0	41	402	20	20.10	21.42	22.47	21.8
2	46	0	1	37	408	20	20.40	22.52	24.0	24.5
3	47	1	0	38	457	21	21.76	21.75	23.86	23.2
合計	555	3	2	462	5,209	245	*(21.26)	*(21.97)	*(24.1)	*(23.6)

(*() は、その年度の平均を示す)

表 18 利用の状況(平均値)

項 目	2024 年度	(参 考)			
		2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
月平均利用者数	38.5 人	38.2 人	41.3 人	38.5 人	36.8 人
月平均開所数	20.41 日	20.08 日	20.16 日	20.08 日	20.0 日
1 日平均利用者数	21.26 人	21.97 人	24.1 人	23.6 人	22.5 人

表 19 年度末の利用者の性別及び年齢別構成

項 目		2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
年度末現在の登録者数		47 人	46 人	43 人	46 人	43 人
性 別	男性	31	31	30	35	33
	女性	16	15	13	11	10
年 齢 別	10 歳代	0	0	0	0	0
	20 歳代	2	2	1	1	2
	30 歳代	4	4	3	4	3
	40 歳代	15	15	19	21	23
	50 歳代	16	18	13	15	10
	60 歳代	9	6	6	4	5
	70 歳代	1	1	1	1	0

(参 考)

(※年度末の利用者の状況)

障害区分	
身体障害	1 人
知的障害	6
精神障害	4 0
そ の 他	0
合 計	4 7 人

支援区分	
区分 1	0 人
区分 2	4
区分 3	5
区分 4	0
区分 5	0
区分 6	0
区分なし	3 8
合 計	4 7 人

生活状況	
単 身	1 7 人
家族と同居	2 9
グループホーム	1
合 計	4 7 人

図 5

【性 別】

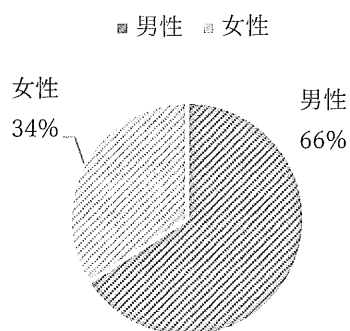


図 6

【年 齢 別】

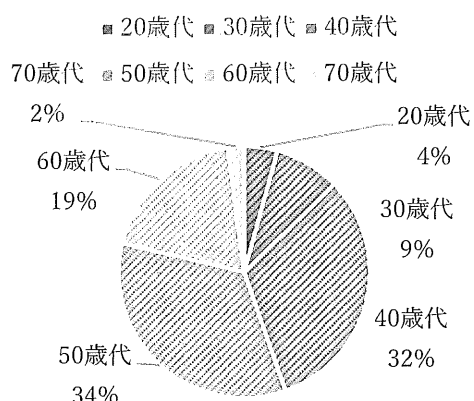


図 7

【障 害 別】

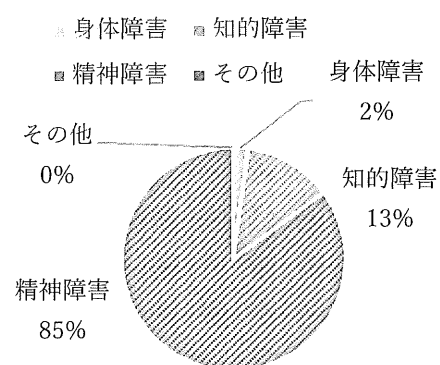


図 8

【支 援 区 分】

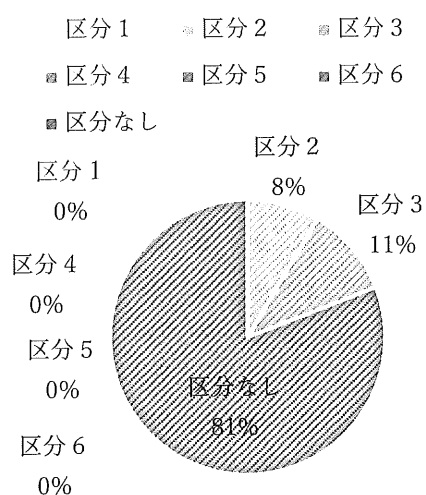
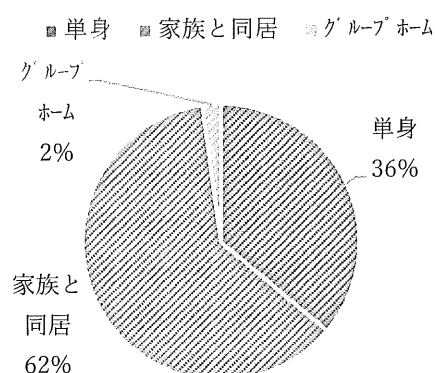


図 9

【生 活 状 況】



*全体を通しての傾向

・全体としては、男性と女性の割合は2:1ですが、最近では、女性利用者が微増しています。

・20歳代の利用者もいますが、全体的には徐々に高齢化が進んでいます。(平均年齢 50.82 歳)

- ・利用者の85%は、精神障害のある方となっています。知的障害の方の利用が微増しています。（※2023年度3人）（※うち、知的障害・精神障害の重複3人を含む）
- ・1日の平均利用者は、21.26人でした。（※2023年度 21.97人）
- ・新規利用者、退所者とも大きな変化は見られませんでした。

＊新規利用者の経路

- ・はあとふるからの紹介： 1人
- ・まほろばの相談支援専門員からの紹介： 2人 （計 3人）

＊退所者の状況

- ＊就職： 1人
- ＊他事業所： 1人 （計 2人）

2) 重点項目について

【目的】

◎利用者一人ひとりの、その人らしく“働く”ことを支援していきます。

- ・ワークセンターなかよしを、何のためにどのように利用するかを確認し、個別支援計画に盛り込むことで、利用者一人ひとりがその人らしく働くことを支援し、利用者の希望する生活の実現に向けてサポートしていきます。
- ・利用者同士が思いやりの心を持ち、お互いを尊重し合える環境づくりを行っていきます。
- ・定期的に行う個別の面接やミーティング等を活用し、利用者がよりよく生活するための手段の一つとして、作業活動を提供していきます。
- ・地域共生社会の推進を踏まえ、農福連携等、引き続き地域住民やその他の関係者の連携・協働による作業活動について検討していきます。
- ・2024（令和6）年度は、目標平均工賃20,000円（令和6年度障害福祉サービス報酬改定に基づく平均工賃算定方法による）以上を目指します。また、所内作業については、時給250円を目指して取り組んでいきます。
- ・一般就労を目指す利用者には、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら支援していきます。

【評価と課題】

- ・個別支援計画をもとに、一人ひとりのワークセンターなかよしの利用目的に沿った働き方を大切にして支援してきました。自己決定により、通所日、作業時間、作業内容、休息等を選べる体制を維持するとともに、ミーティングや面接等を通して、意見が言える環境づくりを進めてきました。
- ・平均工賃については、目標の20,000円には達することができませんでしたが、2023年度より1,000円アップし、17,439円となりました。引き続き2025年度も、目標の20,000円に向けて取り組んでいきます。
- ・県内の事業所と連携することで、新規の事業開拓につながったことは評価できます。
- ・作業台を利用しやすい高さに調整することや、個別に作業のしやすい環境を調整する等、利用者の状況に合わせた環境整備を行いました。引き続き2025年度も利用者のニーズをもとに、利用しやすい環境づくりを行っていきます。

2) 具体的な活動内容等

① 作業活動の内容

- ・作業は、所内での作業と所外での作業の2つに分けています。

a) 所内作業	：	・菓子箱折り作業	(株)さくらや
(下請作業)		・段ボールの組立て作業	(株)広島キョードー
		・段ボールの組立て作業	(株)松田葵段ボール
		・自動車部品の加工作業	(株)山本製作所
		・自動車部品の加工作業	(有)ライトプランニング
		■自動車部品の加工作業	(タカヤ化成(株)) (*2024年7月～)
		■DMの封入作業	(個人) (*2024年8月～)
		・自動販売機の維持管理作業	
b) 所外作業	：	・アパート共有部分清掃作業	(有)ぼけっと
(請負作業)		・地方情報誌の配布作業	(プレスネット配送センター)
		・健診会場設営作業	(東広島市 子ども家庭課)
		・保育所園庭の草取り作業	(東広島市 保育課)
		・市営駐車場等の清掃作業	(東広島市 建設管理課)
		・米の張込み作業等	(JA 全農ひろしま)
		・資源回収作業	(個人宅等)
		・草取り作業	(個人宅) 他

② 具体的な活動内容等

【目的】

○所内作業（箱折り・自動車部品加工・段ボール組み立て 等）

○所外作業（米の張込等作業、清掃、草取り、資源回収、地域情報誌の配布、農福連携による農作業、 等）

- ・利用者の働く力や可能性を引出し、利用者と共に作業工程を一緒に考えていきます。
- ・個別支援計画に基づいて、一人ひとりに合った環境を工夫し整えていきます。（利用者との日々のコミュニケーションを大切にする、静かな作業環境を希望する利用者への配慮を行う 等）
- ・職員、利用者と共に作業の報告・相談・連絡を行っていきます。
- ・現在行っている作業等について見直しを行うとともに、新規作業の導入について検討していきます。作業の導入にあたっては、個々人に合わせた適切な作業内容となるよう配慮しつつ、少しでも収入アップにつながるよう、企業や行政等に働きかけていきます。
- ・農福連携（東広島市の農業法人と福祉事業所の連携）の作業については、行政や自立支援協議会（収入アップネットワーク等）とも連携しながら、地域の方々とも協働して進めていきます。

【実施内容】

- ・2024年度も、年間を通じて下請け作業等は途切れることはありませんでした。
- ・企業開拓等により、新たな作業を導入することができました。
- ・官公需による作業としては、2023年度に引き続き、東広島市の子ども家庭課の検診会場

設営作業、保育課の園庭の草取り作業、建設管理課の駐車場管理清掃作業を受託することができました。

【評価と課題】

- ・下請け作業（特に、車の部品加工の作業等）が減ってきている傾向にあるため、引き続き、新たな協力企業を開拓していく必要があります。
- ・所外作業に取り組むことで、工賃アップを求めて積極的に作業に取り組もうとする利用者も出てきていることは評価できます。

<工賃について>

- ・2024年度の平均工賃は、月額17,439円となりました。（※2023年度 16,459円）
- ・2024年度の作業等の収支については、別表20参照。

3) 作業活動以外の支援について

○ミーティング

【目的】

- ・毎日、朝の作業開始前及び夕方の作業終了後にミーティングを行い、体調や日々の作業活動について確認を行います。
- ・作業のことやなかよしの利用に関することについて話し合いを行う作業ミーティングは、原則、毎月工賃支給日に行います。
- ・出てきた課題等を利用者・職員で共有するとともに、具体的な改善策を検討し、解決できるような体制をとっていきます。

【実施内容】

- ・毎日欠かさず、作業開始前・作業終了後に、ミーティングを実施しました。
- ・ミーティングを行うことで、利用者・職員ともに一日の流れや伝達事項等、また次の日の状況等を確認し合いました。
- ・ミーティングでの伝達事項については、利用者に漏れなく伝わるよう、複数回（朝夕及び次の日の朝等）口頭で伝えることとあわせて、ホワイトボードを活用するなど工夫し対応しました。
- ・毎月の工賃支給日には、朝の作業開始前に作業ミーティングを実施しました。
- ・ミーティングで出てきた課題は、利用者・職員とともに話し合い、できることから解決していくようにしました。（※表21参照）

【評価と課題】

- ・ミーティングがあることで、その日にあった問題や意見を出せる環境ができていることや、利用者・職員とともに解決に向けて取り組んでいることは評価できます。
- ・ただし、ミーティングについては、利用者からの活発な意見等が少なくなっているため、ミーティングの活性化に向けた検討が必要となってきました。
- ・個別に作業環境を調整することで、これまで作業に入ることが難しかった利用者が、少しずつ作業に入ることができるようになったことは評価できます。
- ・引き続き、ミーティング以外でも、作業環境等について利用者から要望や意見が出てきた際には、改善に向けて取り組んでいきます。

表20 2024年度ワークセンターなかよし収支

	A	B	C	D	E	F	G	H	リサイクル	自販機	I	J	草取り (個人)	草取り (委託)	K	封入	収入合計	工賃	経費	支出合計	差額
4月	53,934	27,340	7,032	19,008	36,170		211,200	8,900	3,000	3,000	21,732		20,300				411,616	397,680	3,586	401,266	10,350
5月	20,596	65,980	10,115	22,176	25,785		211,200	8,900	3,000	3,000	21,732		10,000				402,484	380,320	330	380,650	21,834
6月	26,529	19,920	4,720	20,275	9,695		211,200	8,900	3,000	3,000	20,300		40,000				367,539	361,580	110	361,690	5,849
7月	38,545	45,980	26,648	20,275	9,380	18,700	211,200	8,900	3,000	3,000	20,300		45,000			19,739	470,667	431,470	3,050	434,520	36,147
8月	43,763	10,980	21,779	13,516	13,930	19,448	211,200	8,900	3,000	3,000	21,858						371,374	344,120	48,290	392,410	-21,036
9月	20,574	30,310	31,715	20,275	17,155	19,485	211,200	8,900	3,000	3,000	20,300		30,000				415,914	322,960	330	323,290	92,624
10月	38,422	49,680	15,491	16,896	21,105	24,310	211,200	8,900	3,000	3,000	26,807		58,000				476,811	381,210	330	381,540	95,271
11月	18,947	34,770	7,701	23,654	17,380	14,922	211,200	8,900	3,000	3,000	20,426		59,000				422,900	373,650	330	373,980	48,920
12月	76,827	31,740	17,063	20,275	11,065	18,700	211,200	8,900	3,000	3,000	15,414		18,000			19,046	454,230	377,970	330	378,300	75,930
1月	10,774	32,180	27,061	20,680	14,910	23,650	211,200	8,900	3,000	3,000	21,822						377,177	359,680	330	360,010	17,167
2月	17,342	37,530	17,969	16,896	14,910	33,550	211,200	8,900	3,000	3,000	20,300						384,597	339,110	330	339,440	45,157
3月	28,960	39,170	18,752	20,275	18,445	28,325	211,200	8,900	3,000	3,000	20,300	274,560		191,488	215,424		1,081,799	381,700	1,145,630	1,527,330	-445,531
合計	395,213	425,580	206,046	234,201	209,930	201,090	2,534,400	106,800	36,000	36,000	251,291	274,560	280,300	191,488	215,424	38,785	5,637,108	4,451,450	1,202,976	5,654,426	-17,318

表 21 作業ミーティングの実施内容

No	実施日	参加人数	議 題	対応策
1	4 月 25 日(木)	1 7 人	・ 1 階作業室の前（道路側）に車を止める方へ、作業中フロントガラスが眩しいので、まっすぐに止めるか、バックで止めてほしい。	・ 道路側の窓等にカーテンをつけるかどうか検討しています。 （＊後日、カーテンをつけた）
			（＊しらとり会ミーティングチームからの意見について） ①冷たいお茶にするのはいつからか？ ②しらとり会ミーティングは復活しないのですか？	5 月 7 日から実施。 職員会議で協議した結果、コロナ中に新しい作業等も入り、時間を確保することが難しくなっているので、すぐには復活するのは難しい。他の方法を考えていく。
2	5 月 27 日(月)	2 4	・ 梅雨の時期に入ると、傘を利用する人が増えてくるが、現在、傘立てがいっぱいになってきているので、整理ができないうい。	・ 近いうちに整理するので、置いている方は名前をつけるようにしてください。
3	6 月 27 日(木)	1 9	・ 作業室で扇風機を使用した後、延長コードを出しっぱなしにしていると危ないので、使用後は片付けるようにしてほしい。	・ みんなで気をつけていくことになった。
			・ トイレを使用した後、流していなかったり、汚物入れに使用済みのトイレットペーパーが捨ててあることがあるので、最後まで気をつけましょう。	・ みんなで気をつけていくことになった。
4	7 月 25 日(水)	1 8	・ 段ボールの作業をする作業台の高さを、もう少し高くしてほしいです。（腰痛になるし、使い勝手が悪いので）	・ 作業台の高さについては、状況を確認して検討することになった。
5	8 月 23 日(金)	1 8	・ 菓子箱折りの作業に入る時、首にかけているタオルで手を拭くのはどうか。	・ 職員ミーティングで検討することになった。
6	9 月 30 日(月)	1 9	（継続の議題） ・ 作業台の高さについて。 ・ タオルの使用について。	・ 検討中 ・ 使用可能とした。ただし、ぬれたハンカチやタオルはテーブルの上に置かないように気をつけることとなった。
			・ 壁に以前の作業の用紙が貼ってあるが、今はないので剥がしてもよいのでは？	・ 剥がすことになった。
7	10 月 28 日(月)	1 8	・ しらとり会ミーティングチームのメンバーを募集します。	・ 希望する方は職員まで申し出てもらうこと

			- 作業台の高さの調整については、下にコロが付いているテーブルなので、同調整するか検討中です。 - 避難訓練について。 - インフルエンザの予防接種について。 - コロナのワクチン接種はどうか。	になった。 - 引き続き検討していく。 - 調整中 - 金田先生に依頼中。決まり次第2階フロアに掲示することになった。 (代金 4,000 円) - 各自でかかりつけ等の医療機関にご確認ください。
8	11月25日(金)	19	- 避難訓練について。 - 寒くなってきたので、エアコン(暖房)をつける際は、職員に声をかけるようにしてください。 - トイレ(女性用)の便器の周りが汚れているときがあるので、汚された方は掃除をお願いします。 - また、玄関の置き傘が増えてきているので、整理をします。	- 調整中 - みんなで気をつけていくことになった。 - 近いうちに整理するので、置いている方は名前をつけるようにしてください。
9	12月25日(月)	14	- 避難訓練について 1月より、祝日を開所することにしたことについてのお知らせ。(ゴールデンウィークについては別途調整)	調整中
10	1月24日(金)	19	- インフルエンザが流行っているので、気をつけましょう。 - 作業中のおしゃべりが増えてきたので、皆さん気をつけましょう。また、他の人のことは言わないようにしましょう。	みんなで気をつけていくことになった。
11	2月25日(火)	20	- 人のいない時でも、他の人のことは言わないようにしましょう。 - 掃除が同じ人ばかりになっているので他の人も協力するようにしましょう。 - 更衣室のシャワーの水を出しっぱなしにしている時がありますが、排水口の臭い防止のためです。ご理解ください。	みんなで気をつけていくことになった。
12	3月25日(月)	16	- ワークセンターなかよしの保険について。(更新) - 作業日報の訂正について。 4月からの地域生活支援センターまほろばの土曜日閉所について。(お知らせ) - ゴールデンウィークの開所について。	- 申込みは3月31日までに、お金は4月以降にお願いします。 (日付の訂正) - 決まり次第お知らせします。

			・職員の交代（退職と新任について）	
計	12 回開催	2 2 1 人		

○利用者との振り返り等

【目 的】

- ・2・3か月に一度、定期的な振り返りを行い、利用者一人ひとりの目的に沿った支援を行います。
- ・振り返りをすることによって、個別支援計画が利用者の現状に沿った形となるよう、その都度再確認するとともに、必要に応じて更新していきます。
- ・事業継続計画（BCP）にもとづき、緊急時の対応方法（連絡先、避難経路・避難先等）についても確認していきます。
- ・相談支援専門員等とも常時連携を図り、新たなニーズが出てきた場合などには、相談支援専門員に働きかけサービス担当者会議の開催を依頼します。
- ・振り返りでの評価や内容を、職員会議で報告し職員間で共有するとともに、今後の支援に活かしていきます。
- ・通所されても作業活動に参加しない利用者については、月に一度振り返りを行い、状況を確認していきます。また、その方の状況に合わせた作業活動への参加を促していきます。
- ・休みが続いている利用者には、相談支援専門員とも連携して、定期的に電話等で連絡をとり状況を確認するとともに、通信を発送する等、事業所の情報をお知らせします。また、個々の状況に応じて家庭訪問等を実施していきます。

【実 施 内 容】

- ・ワークセンターなかよしの利用目的を再確認し、個別支援計画の修正等を行うとともに、個別支援計画による一人ひとりに沿った支援を心がけました。
- ・利用者からの相談や振り返りについて、相談支援専門員と連携をしながら対応していききました。
- ・利用者との振り返りの中で出てきた職員間で情報共有が必要な内容については、その都度職員会議で報告し共有を図りました。
- ・休みがちな利用者には、電話等で連絡を取るによって状況を確認するとともに、必要に応じて作業等の情報提供を行い、通所を呼びかけました。
- ・長期にわたって休まれている利用者については、相談支援専門員と連携を図り、個別に家庭訪問を行いました。

【評価と課題】

- ・通所できていない利用者に対して、電話連絡や家庭訪問等を行うなど、定期的に繋がり続けることで、退所するのではなく、「またワークセンターなかよしを利用したい」というモチベーションの維持につながっていることは評価できます。
- ・月に数回しか利用されない方に対して、作業の終わりに少しの時間でも話をするすることで、その方の思いや考えを伺うことができ、関係性を深めることができたことは評価できます。
- ・緊急時の対応方法（連絡先、避難経路・避難先等）について、確認し、整理していく必要があります。
- ・利用者の近況や思いを把握し支援につなげていくため、2025 年度は、作業の合間等、少

しの時間でも利用者との対話を行うことで、関係性を深めていくことが必要になっています。

○健康管理

【目 的】

- ・健康の維持と疾病等の予防・悪化防止を目的に体調を確認し、必要に応じてそれぞれの相談支援専門員や主治医・訪問看護等とも連携を取り、対応していきます。さらに、希望に応じて、医療機関等への同行支援を行っていきます。
- ・利用者自身が体調管理できるように、サポートしていきます。
- ・感染の状況や他事業所の取り組み等を勘案しながら、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策を継続していきます。個々の状況によっては、利用の停止及び医療機関の受診勧奨等を行います。

【実 施 内 容】

- ・2023年度に引き続き、感染予防・感染拡大防止を意識して、マスクの着用、体調の確認、消毒、換気等の感染対策に取り組みました。
- ・個々の状況に応じて、休業の要請や、医療機関等への受診勧奨を行いました。
- ・基礎疾患を有する利用者に対して、症状が出た際に速やかに医療機関等と連携し対応したことで、大事には至らなかったことは評価できます。
- ・インフルエンザの予防接種については、協力医療機関と連携し実施しました。(7人接種)
- ・健康の維持と疾病等の予防・悪化防止のため、必要に応じて相談支援専門員や医療機関等とも連携を取りながら支援しました。

【評価と課題】

- ・利用者の中で感染症の感染者が一部出ましたが、クラスターにはなりませんでした。
- ・感染予防・拡大防止対策は、2025年度も状況を確認しながら、一部継続して実施していきます。
- ・引き続き、相談支援専門員や医療機関等とも連携しながら、利用者の健康管理や体調管理ができるよう、サポートしていきます。

○就労支援の推進

【目 的】

- ・関係機関と連携し、ご本人の状況に合わせ、働く力や可能性を尊重した就労支援を行っていきます。ニーズに応じて、関係機関等とも連携しながら、ハローワークへの同行支援、企業訪問、企業実習等の支援を行っていきます。
- ・就職されたのちにも、ストレスを溜めこまず継続して就労できるよう、ご本人の希望があれば定期的に振り返りを行っていく等、関係機関とも連携を取りながら支援していきます。

【実 施 内 容】

- ・1名の利用者が就職活動に取り組みました。
- ・過去の利用者に対して、関係機関等と連携・調整を行い、就労の継続・維持ができるよう支援しました。

【評価と課題】

- ・就職活動に取り組んだ1名の利用者が一般就労につながりました。
- ・所外作業に従事することで、収入アップや一般就労への意識が出てきている利用者がいることは評価できます。
- ・2025年度も、利用者のペースに合わせて就労支援を行っていきます。

○送迎の実施

【目 的】

- ・精神的・身体的理由及び交通手段が限定されており通所が難しい利用者に対しては、個別支援計画に基づき送迎を行います。
- ・利用者の利用状況や範囲・時間等について検討し、開所日にあわせて送迎を実施していきます。

【実 施 内 容】

- ・個別支援計画に基づき、開所日に合わせて送迎を行いました。ニーズに応じて、個別にも対応しました。
- ・2024年度の送迎の実施状況は、表22の通りです。

【評価と課題】

- ・個別に対応することで、ご本人の希望する利用ペースに合わせた支援を行いました。
- ・ただ、送迎の利用者は増加しましたが、実際の利用者の増加にはつながっていないことが課題です。
- ・さらに、今後、送迎の希望が増加することになれば、職員体制や配車等の都合により、すべてのニーズに対応することが難しくなってくることも課題となっています。

表 22 送迎の実施状況

月	実施日数（日）	延利用者数（人）
4	21 日	251 人
5	21	288
6	20	280
7	22	288
8	17	254
9	19	276
10	22	324
11	20	306
12	21	292
1	20	280
2	20	292
3	21	318
合計	244 日	3,447人

*1日の平均利用者数 14.1人（*2023年度 10.6人）

4) 職員としての資質の向上をはかるために

【目 的】

- ・職員ミーティングにより、利用者の状況・課題等について情報共有を行い、課題等の解決に取り組むことにより、職員間で一貫した支援につなげていきます。

- ・ワークセンターなかよしの職員だけで解決できない課題については、法人の職員会議等で検討し、具体的な改善を図っていきます。
- ・勉強会の開催や、研修会に参加するなど研鑽をつむことにより、その人その人の障害特性への理解を深めるとともに、支援方法等についてスキルアップを図っていきます。

【実施内容】

- ・毎月1回もしくは2回、作業後に職員ミーティングを実施し、利用者の状況についての情報共有を図りました。その他必要に応じて、職員の支援の振り返りや個別対応のあり方等について話し合いました。
- ・東広島市の自立支援協議会の部会（精神保健福祉部会、就労部会、収入アップネットワーク、聴覚部会）に定期的に参加し、他の事業所の意見交換や情報共有を行いました。

【評価と課題】

- ・定期的に職員ミーティングを開催することで、その都度利用者の状況について情報共有でき、同じ方向を向いて支援ができたことは評価できます。
- ・引き続き、部会や研修会等に参加するなど、自己研鑽を積み、権利擁護・虐待防止への意識を高めていくとともに、障害特性への理解、支援方法等について、資質の向上を図っていく必要があります。

表 23 東広島市自立支援協議会の部会等への参加状況

東広島市 自立支援協議会	部会等会議名	参加回数
	収入アップネットワーク	4回
	就労部会	4回
	精神保健福祉部会	12回
	聴覚部会	2回
	定例報告会	1回

5) 地域との連携

【目的】

- ・自立支援協議会の収入アップネットワーク・就労部会等の会議に参加し、市内の他の事業所から情報収集を行うとともに、他の事業所とも連携しながら、地域貢献や収入アップにつながるよう取り組んでいきます。
- ・資源回収や個人宅への清掃作業を通じて、地域からも頼られる事業所となるよう、地域貢献を進めていきます。

【実施内容】

- ・自立支援協議会の部会とへ参加し、他の事業所との情報共有に努めました。
- ・さらに、広島県精神障害者支援事業所連絡会の部会別研修（就労部会）に参加することで、就労に関する最新情報や県内の事業所の状況等、情報収集を行いました。
- ・個人宅の草取りや資源回収等の作業は、リピーターからの依頼が定着しました。

【評価と課題】

- ・引き続き、部会や研修等に参加し、情報収集に努めるとともに、関係機関等と連携しながら、より一層地域貢献につながるよう、取り組んでいく必要があります。

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

1) 利用者の状況

表 24 年間を通しての実利用者の状況

	年間の 実利用者数	昨年度からの 継続利用者	新規利用者	
			しらとり会の 相談支援専門 員からの紹介	その他の関係 機関(※1)か らの紹介
2022 年度	13 人	10 人	2 人	1 人
2023 年度	10 人	6 人	1 人	3 人
2024 年度	19 人	7 人	3 人	9 人

(※1) その他の関係機関とは、はあとふる、精神科病院、相談支援事業所、訪問看護事業所、地域活動支援センター I 型事業利用者を指します。

表 25 各月の利用の状況

月	実利用者 数	新規利用 者数	利用終了 者数 (※2)	中途退所 者数 (※3)	1 日あた りの平均 利用者数	開所数	延べ利用 者数
4	8 人	1 人	2 人	1 人	1.9 人	21 日	39 人
5	9	4	0	1	2.0	21	42
6	8	0	0	0	1.7	22	34
7	9	1	0	0	2.0	20	45
8	10	1	0	1	2.2	22	39
9	11	2	0	0	2.6	18	49
10	11	0	0	0	2.1	19	47
11	12	1	0	1	2.9	22	57
12	12	1	0	0	2.7	20	53
1	13	1	0	0	2.6	20	52
2	13	0	0	0	2.4	20	47
3	13	0	0	1	2.5	21	53
	平均 11 人	合計 12 人	合計 2 人	合計 5 人	平均 2.3 人	平均 20 日	557 人
2023 年度	平均 6 人	合計 4 人	合計 1 人	合計 2 人	平均 1.9 人	平均 20 日	371 人
2022 年度	平均 8 人	合計 3 人	合計 4 人	合計 3 人	平均 1.5 人	平均 20 日	362 人

(※2) 利用終了者とは、その月の末日に 2 年間もしくは 3 年間の利用期間を終えた利用者のことです。

(※3) 中途退所者とは、2 年未満で利用を終了した利用者のことです。

図 利用者の状況

図 10

【年齢別】

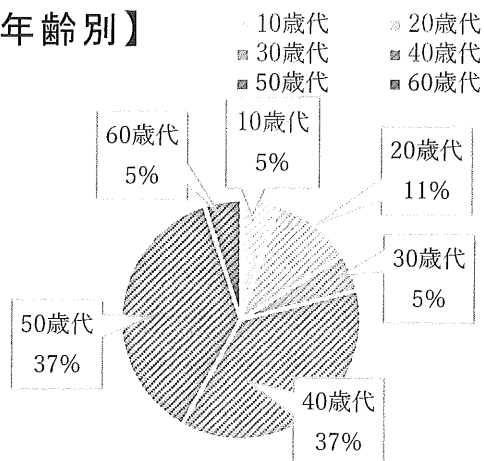


図 11

【世帯状況】

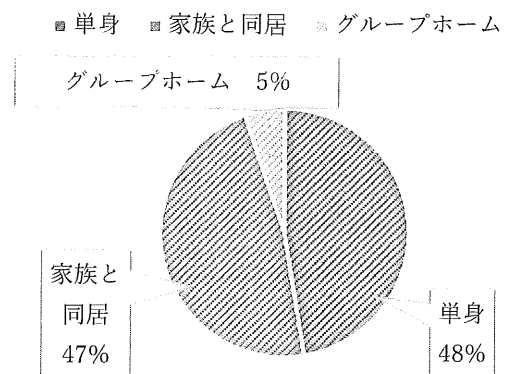


図 12

【性別】

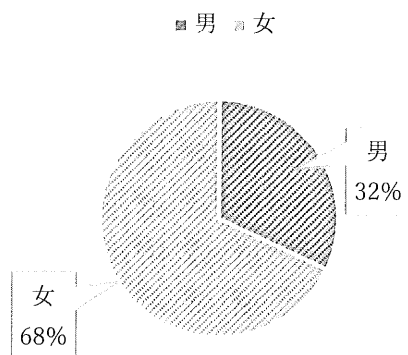
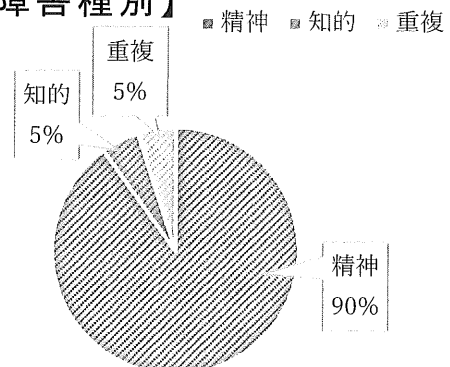


図 13

【障害種別】



2) 【重点項目】

【目的】

①個別に対応した支援

- ・利用者のニーズを反映し、強みを活かした個別支援計画書を作成します。更に、利用者一人ひとりの状況や目標に応じて、モニタリング時以外でもその都度個別線計画書の更新を行っていきます。
- ・支援のプロセスを通して、利用者自身が意思決定をする力を高め、自己肯定感や自信を持つことができるよう支援していきます。

②利用者・支援者が協働で行うチーム支援

- ・相談支援専門員や関係機関と連携を取り、必要に応じてケア会議を行う等、チームによる支援を行っていきます。

③通所プログラムの充実

- ・利用者のニーズを踏まえながら、新たな通所プログラムの導入を行います。(就労支援等)

【評価と課題】

- ・個別訓練実施計画の作成時には必ず個別支援計画の確認を行いました。毎月、利用者・職員間で目標の共有をすることで、個別支援計画に基づいた支援を行うことができました。
- ・自己肯定感や自信を持ってもらうことを意識して訓練に取り組みました。最初は自信がなく受け身だった利用者が、徐々に意向を伝えたり、ご自身からも提案されるようになりました。これは、訓練を通して一緒に取り組むことで、ご本人の自己肯定感を高め、自信に繋げることができた結果と考えられます。
- ・利用者の状況等について、相談支援専門員だけではなく他の関係機関とも直接連携を取り、利用者に関わるチームの一員ということを常に意識して関わることができました。
- ・新たな通所プログラムの導入は行えませんでした。今後も利用者のニーズを掘り起こしながら、新たなプログラムの検討を行っていきます。

3) 具体的な訓練内容

表 26 訓練内容と訓練方法別（通所・訪問・同行）の利用者数

訓練方法		訓練内容		利用者数 (※4)
【通所】	個別	金銭管理		1人
		就労に向けての準備		1
		ストレス等対処方法について		1
		コミュニケーション		1
【訪問】	家事全般の習得	メニューを考える・調理		7
		洗濯・衣類等の整理・アイロンかけ		9
		掃除・片付け		14
	書類の整理	書類の整理		4
		体調の振返り		3
		金銭管理		2
		書類の確認・記入		1
		買い物		2
		スケジュール管理		1
		困っていることの相談		1
【同行】		各種手続きの習得		2
		就労に向けての準備（作業所体験等）		1
		社会資源の利用		1
		買い物		2
		ウォーキング		2

(※4) 目標が複数ある利用者の場合、それぞれの目標でカウントしています。

【実施内容】

- ・利用者一人ひとりの目標に合わせて、通所・訪問・同行を組み合わせた支援を行いました。
- ・定期的にモニタリングを行い、利用者のニーズや目標に沿った個別支援計画を作成しま

した。

- ・個別支援計画をもとに、個別訓練実施計画^(※5)を毎月作成しました。

(※5) 平成30年度より、自立訓練事業の加算として設けられました。この計画書は、重点的に取り組むために、具体的な目標やその内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価をするものです。

- ・相談支援専門員や他の関係機関と連携を取り、利用者の状況等の共有を行いました。
- ・利用者の達成状況の確認や終了後のフォローアップ、事業所のサービスの質の向上を目的に、終了後評価及びサービスに対する満足度調査を行いました。

【評価と課題】

- ・利用者から相談があった際は、相談支援専門員と連携を取り、必要に応じて個別支援計画の内容を変更する等、柔軟に対応することができました。
- ・個別訓練実施計画書を立てたことで、より具体的に訓練に取り組むことができました。また、毎月行うことで利用者のニーズに対してタイムリーに対応することができました。
- ・利用終了後一定期間を空けて評価を行ったことで、継続できていること・できていないことや、新たなニーズについて確認することができました。継続できていないことについては、できていない理由を伺い対応策を一緒に考えることができました。また、新たなニーズについては相談支援専門員にお伝えし、対応をお願いすることができました。
- ・2023年度に比べ中途退所者が多く見られましたが、これは、生活訓練の利用を通して、ご本人の思いや状況等を聞かせていただきながら具体的な解決方法を一緒に考えていくことで、現時点でご本人が求めているもの（生活訓練の必要性の有無、他の福祉サービスの必要性等）をご自身で見出すことができた結果と考えられます。
- ・就労希望（福祉的就労）のある利用者を生活訓練終了に合わせて就労に繋げることができました。これは、利用者の想いに寄り添いながらご本人のペースに合わせてサポートを行ったこと、また、利用者の不安に対して対応策を一緒に考え、環境調整等をこまめに行ったことで希望の実現に繋がったと考えられます。
- ・自身の思いを言葉にすることが難しい利用者のニーズを引き出すためにも、アセスメント力を付けていくことが必要です。職員の資質の向上やスキルアップのため研修等に参加し、自己研鑽していきます。

4. 令和6年度ひきこもり者等への伴走支援事業（東広島市より依頼）

1) 事業実施期間

2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

2) 事業の目的

・本市における包括的な支援体制構築の一環として、ひきこもり等による複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯等への伴走型支援を実施し、必要な支援を行い、世帯等に対して定期的な連絡や訪問等の相談支援を実施することで福祉専門職の関係性を構築し、必要な時に必要な支援が届く体制を整備し、世帯等の孤独・孤立を防ぐことを目的とする。

3) 対象者（※次の(1), (2)のいずれかに該当し、(3)には必ず該当する者とする）

(1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態にあって、ひきこもり状態となっている者及び家族等。（本人については東広島市内に居住する者とする。）

(2) (1)の状態に準ずる者として、食料や日用品等の買い出し等、一定程度の外出は行うものの、様々な要因により就労・地域活動などといった社会参加の機会に乏しく、社会との接点の再構築が必要とされる者及びその家族等。（本人については東広島市内に居住する者とする。）

(3) 東広島市健康福祉部地域共生推進課による社会福祉法第106条の6支援会議（（通称「HOT けん会議」）で、当事業の利用が適切であると決定された者。

4) 対象地域

・東広島市内

5) 事業内容

①相談受付

②HOT けん会議（利用決定等）

③支援方針の作成（利用者へアセスメントを行い、支援方針を作成）

④支援方針の提出（市への支援方針の提出）

⑤利用者への伴走型支援

ア 相談支援

イ 環境変化の把握と適切な介入

⑥HOT けん会議（モニタリング等）

⑦参加支援事業等への協力

⑧定着支援・フォローアップ

⑨支援状況等の報告

6) その他支援にあたって必要な事項

①利用者等との持続的な関係性の構築

②HOT けん会議への参加（必須）

③コアネットワーク会議への参加

④その他市における各種関連事業との情報共有及び連携

7) 実施内容

①対象者数 8人

②実際の支援内容

・2024年度も、両親との関係が悪く同じ建物内には住んでいるが何年も顔を合わすことがなく引きこもっている方、両親の介入を拒否する方、親とは食事の時のみ顔を合わせる方、親に対し暴力を振るうことはなくなったものの怒鳴ることで自分の思いを通そうとする方、家族の中で孤立している方等に対して、訪問による支援を続けてきました。

・皆さんより聴かせていただく話から、自分の話を聞いてくれる人や自分を受け入れてくれる人、分かってくれる人等が、身の回りやご家族にいないことから、地域だけでなく家族からも孤立し、大変寂しい思いをされている様子が伺えます。

・(Bさんの事例から)

Bさんは、これまで、一般的な就労体験(決まった時間に仕事に行く、毎日続けて出勤する等)を経験したことがとても少なく、働くことのイメージや自信が持てないことから、「自分は仕事につくことなんてできない」と言われていました。

一緒にこれからの目標を考えていく中で、興味ある仕事のイメージが持てるようになり、職業訓練を受けてみたいと言われるまでになりました。その後、自分で訓練校に通うことを決められ、現在通学されています。

ご本人のペースを大事にしながら、ご本人が頑張ってみようと思えるまで寄り添い続け、ご本人の思いを後押しできたことが、今回のご本人のチャレンジにつながったのでは、と思います。

8) 評価と課題

・継続して訪問することで、関係性が維持でき、少しずつですが、会話をすることが楽しみとなり、次の訪問日までに話題を準備される方もおられます。

・一人ひとりが、それぞれの一步を踏み出せるようになっていくためにも、引き続き、ご本人のペースに合わせて、関わり寄り添い続けていく必要があります。

5. 令和6年度広島県入院者訪問支援事業（モデル事業）

【事業の目的】

・精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者と面会交流が途絶えやすくなることが想定される者（市町村同意による医療保護入院者等）からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消とすることを目的とする。

【事業実施期間】

・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【実施内容】

(1) 訪問支援員の養成研修

- ①目的 訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を習得するために訪問支援員の養成研修を実施する。（研修実施にあたっては、「入院者訪問支援事業の実施について」に基づくこととし、その内容については、広島県と事前協議するものとする）
- ②対象 訪問支援員としての活動を希望する者
- ③内容
 - 講義 5時間（オンライン実施）
 - ・訪問支援の意義や訪問支援員の役割等理解したうえで、訪問支援員としての必要な基本的知識を習得する。
 - 演習 6時間（対面実施）
 - ・グループワークやロールプレイ等を通じて、訪問支援員として必要とされる実践的な知識や技能を習得する。

	講義名	内容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
	入院している人の体験	入院している人が体験すること
演習	当事者の体験の共有	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源
	グループワーク	

*訪問支援員が適切に養成されるよう、研修について広く周知し、研修への参加募集を推進するものとする。

*研修の実施にあたっては、広島県立総合精神保健福祉センターからの助言等を受けながら進めていくものとする。

(＊訪問支援員養成研修の実施内容)

- ・実施日時： 令和7年3月18日（火） 10：00～16：30
- ・開催地： 広島県 東広島庁舎 別館 会議棟 2階 会議室
- ・内容： 【演習①】「訪問支援員の役割に関する考え方」
【演習②】「出会いの場面」（ロールプレイと意見交換）
【報告・意見交換】「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割
～それぞれの立場から～」
【演習③】「実際の場面 ～傾聴と支援者の役割～」
【チェックアウト】「支援員のミッションと私の思い」
＊講義部分については、事前に動画視聴
- ・参加者数： 受講者 7名（保健師、相談支援専門員、看護師、精神科ソーシャルワーカー）
講師・スタッフ 9名（大学教授、保健師、精神科ソーシャルワーカー、相談支援専門員）

(2) 訪問支援員の派遣調整及び報償費・旅費の支払業務

○訪問支援員の派遣調整及び派遣

①訪問支援員の派遣希望の連絡受付

- ・支援対象者からの訪問支援員との面会希望の連絡を受け、面会日の調整を行う。
- ・面会希望に関しては、支援対象者本人が事務局（地域生活支援センターまほろば）に直接連絡するほか、市町の担当者又は精神科病院の退院後生活環境相談員等を経由して依頼することも可能とし、その際、事務局が本人の意向であることを確認したうえで派遣調整を開始することとする。
- ・いずれの場合も、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、記録しておくこととする。

②面会日時の調整

- ・調整に際しては、必要に応じて精神科病院の退院後生活環境相談員やその他職員等の協力を得ることで、できる限り支援対象者の希望に添えるよう、訪問支援員派遣調整を行う。

③面会日時の連絡

④実施報告と記録

- ・派遣終了後、訪問支援員から「訪問支援記録」を提出させるとともに、訪問支援員に対して、報償費、旅費を支払うこととする。
- ・訪問支援員の派遣は、年度内に6回とする。

(＊訪問支援員派遣調整の実施内容)

- ・実施日時： ①令和6年10月31日（木）
②令和6年11月25日（月）
③令和7年1月14日（火）
④令和7年2月19日（水）
⑤令和7年3月31日（月）
- ・開催地： 賀茂精神医療センター
- ・内容： 対象者の話の傾聴
- ・参加者数： 利用対象者 9名

(3) 実務者会議の運営

○実務者会議

①目的 本事業の支援の実施状況や、個別の支援のあり方、課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として開催する。

②想定される協議内容

- ・事業の実施状況の共有
- ・訪問支援の実施により得られた効果や明らかになった課題に関する事
- ・訪問支援員養成研修の内容やスキルアップの方法に関する事
- ・訪問支援員のサポートのあり方に関する事
- ・その他、訪問支援の実務に関する課題 ほか

*会議終了後、議事録を作成し広島県へ提出することとする。

*会議への出席者に対し、報償費、旅費を支払うこととする。

*実務者会議の開催は、年度内に4回とする。

(＊実務者会議の実施内容)

【第1回】

- ・実施日時： 令和7年1月14日（火） 15：10～16：40
- ・開催地： 賀茂精神医療センター
- ・内容： ・事業の実施状況
・事業実施により得られた効果・課題
・訪問支援員養成研修の開催に向けて
- ・参加者数： 7名（広島県疾病対策課1名、広島県西部東保健所1名、賀茂精神医療センター2名、地域生活支援センターまほろば（入院者訪問支援員）3名）

【第2回】

- ・実施日時： 令和7年3月18日（火） 12：15～13：15
- ・開催地： 賀茂精神医療センター
- ・内容： ・事業の実施状況
・事業実施により得られた効果・課題
・訪問支援員養成研修後のアンケートについて
- ・参加者数： 8名（広島県疾病対策課1名、広島県西部東保健所1名、広島市精神保健福祉課1名、賀茂精神医療センター2名、地域生活支援センターまほろば（入院者訪問支援員）3名）

(4) 実施状況の記録と報告

・事業の実施状況や実施による成果や課題などの情報をまとめた事業報告書を作成し、広島県に提出する。

提出期限： 毎月10日以内

提出部数： 1部及び電子データによる納品

6. 苦情解決等

○利用者からの寄せられた意見等について

■苦情解決等

・2024 年度に、利用者から寄せられた意見箱の内容及び、しらとり会ミーティングチーム及び職員会議で話し合った対応策は、表 27、表 10（23 頁）のとおりです。（意見箱は、しらとり会の 1 階と 2 階に設置しています）

表 27 意見箱の内容等について

月	件数	意見箱への投書内容	対応策
4	0	・意見等なし	
5	0	・意見等なし	
6	0	・意見等なし	
7	0	・意見等なし	
8	0	・意見等なし	
9	0	・意見等なし	
10	0	・意見等なし	
11	0	・意見等なし	
12	0	・意見等なし	
1	0	・意見等なし	
2	0	・意見等なし	
3	0	・意見等なし	
意見箱件数		0 件	

表 28 意見箱の件数の推移

年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
意見箱件数	0 件	1 件	4 件	2 件	9 件

【評価と課題】

- ・意見箱への投書は、0 件でした。
- ・意見箱への投書はなかったものの、しらとり会ミーティングチームでの打ち合わせの際には、利用者からの意見がありました。
- ・第三者委員に解決を依頼するような意見・要望や苦情等はありませんでした。
- ・話し合い等の結果については、2 階フロアの 2 か所に掲示するとともに、しらとり会通信及び法人のホームページに掲載して内容を公開しました。
- ・引き続き、風通しのよい事業所・法人運営に向けて、取り組んでいきます。

7. 防災・安全

(1) 防災訓練等の実施

【目 的】

・利用者の人命と安全及び、万一被災の際に建物の被害を最小限に防止するため、火元責任者等を定めるとともに、防災訓練等を実施することにより、法人の安全管理に努めます。

・避難訓練 2回（9月と3月に実施予定）

＊あわせて、通報訓練・消火訓練等も実施していきます。

・救急訓練 1回（実施時期は、消防署に相談し調整します）

・豪雨災害・土砂災害等をも意識した防災訓練等を実施するほか、東広島市ハザードマップ等の活用や、防災（避難）台帳や、防災マニュアルを再点検し、法人の防災・利用者の安全確保に努めます。

【実 施 内 容】

・各室に火元責任者等を定め、平時より火災等の予防や安全面に気をつけました。

・2024年度は、年に2回に防災訓練を計画しましたが、消防署との調整が難しく、計画通りの実施には至りませんでした。

・救急訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止の観点から、2024年度も実施を取りやめました。

・2023年度に策定した事業継続計画（BCP）について、職員に周知するとともに、内容を実用性のあるものとするため、職員間の打ち合わせ等で検討しました。

【評価と課題】

・利用者の人命と安全及び、万一被災の際に建物の被害を最小限に防止するため、避難訓練や救急訓練等の防災訓練を計画し、2025年度は必ず実施します。

・実施にあたっては、事業継続計画（BCP）に基づき、より具体的な実地訓練となるよう計画していきます。

・事業継続計画（BCP）の内容についても、訓練や研修等を通して、法人の状況に即した内容等になるよう、行政や東広島市社会福祉協議会、東広島市社会福祉連絡協議会等と連携し、必要に応じて見直し等を行っていきます。

(2) インフルエンザの予防接種の実施・新型コロナウイルス感染症への対策

【目 的】

・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みとして、地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよし両事業所において、「感染症予防のための対策検討委員会」の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施について検討・実施していきます。

・引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染拡大防止対策を継続していきます。

【実 施 内 容】

・インフルエンザや、新型コロナウイルスによる感染症等、感染予防・感染拡大を防止するために、引き続き各フロアにポスター等を掲示し、全員に対して注意喚起しました。

- ・インフルエンザの予防接種について利用者へ接種の呼びかけを行いました。あわせて、協力医療機関に依頼し、希望者に対して、しらとり会にてインフルエンザの予防接種を実施しました。(2024年11月13日(水)実施、7名接種)

- ・新型コロナウイルス感染症は5類となっていますが、引き続き、感染予防・感染拡大防止対策として、館内でのマスクの着用・手洗い・消毒・咳エチケットを継続しました。

- ・職員会議内において、「感染症予防のための対策検討委員会」を開催し、法人内事業所における感染の現状を確認するとともに、感染予防・感染拡大防止対策について協議しました。

【評価と課題】

- ・発熱等のあった利用者・職員については、利用の停止及び医療機関への受診勧奨等を行いました。数名の陽性者が出ましたが、クラスターの発生には至りませんでした。

- ・2025年度も引き続き、状況を見ながら、マスクの着用等の感染対策を継続していきます。

- ・インフルエンザについても、引き続き感染拡大期には注意喚起を行うとともに、予防接種の受診について働きかけていきます。